

情報通信審議会 情報通信技術分科会
陸上無線通信委員会
報告

諮問第2033号

「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち
「11/15/18GHz帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」

令和3年5月

目次

I.	検討事項	1
II.	委員会及び作業班の構成.....	1
III.	検討経過	1
IV.	検討概要	3
第1章	11/15/18GHz 帯固定通信システムの動向	3
1.1	検討の背景.....	3
1.2	11/15/18GHz 帯固定通信システムに係るこれまでの検討.....	4
1.3	11/15/18GHz 帯固定通信システムの現状と新たなニーズ.....	4
1.4	11/15/18GHz 帯固定通信システムに係る外国の規制動向.....	6
1.5	11/15/18GHz 帯固定通信システムの現行基準における課題.....	8
第2章	新たな無線設備導入に関する規定方法等の検討	18
2.1	回線設計手法.....	18
2.2	干渉軽減係数.....	20
2.3	標準受信空中線特性.....	24
2.4	高次多値変調のリファレンス方式.....	28
2.5	他の無線システムとの共用条件の検討.....	33
第3章	技術的条件.....	34
3.1	11/15/18GHz 帯固定通信システムの技術的条件	34
3.2	測定方法.....	49

I. 検討事項

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会(以下「委員会」という。)は、情報通信審議会諮問第 2033 号「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「11/15/18GHz 帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」について検討を行った。

II. 委員会及び作業班の構成

委員会の構成員は別表1のとおりである。

検討の促進を図るため、委員会の下に「基幹系無線システム作業班」(以下「作業班」という。)を設置し、11/15/18GHz 帯固定通信システムの高度化等に係る技術的条件に関する調査を行った。

作業班の構成員は別表2のとおりである。

III. 検討経過

1 委員会における検討

① 第 60 回(令和2年9月9日～9月 14 日:メールでの検討)

「11/15/18GHz 帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」に関し、委員会の運営方針について検討を行ったほか、検討の促進を図るため、作業班を設置することとした。

② 第 62 回(令和3年1月 18 日～27 日:メールでの検討)

「11/15/18GHz 帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」の検討及び意見募集を行う委員会報告(案)のとりまとめを行った。

③ 第 65 回(令和3年5月 13 日～20 日:メールでの検討)

パブリックコメントの結果を踏まえ、提出された意見に対する考え方及び委員会報告を取りまとめた。

2 作業班における検討

① 第1回(令和2年9月 28 日)

11/15/18GHz 帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件の検討開始に係る経緯、作業班の運営方針及び電波産業会「固定系無線将来展望調査研究会」の概要報告について説明が行われた。また、固定通信システムの国内外の動向等について説明が行われ、今後の検討の進め方について意見交換等が行われた。

② 第2回(令和2年 10 月 28 日)

11/15/18GHz 帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件について、我が国と ETSI 規格を含む国際規格との比較及び問題点の洗い出しと対処方針の検討を行った。

③ 第3回(令和2年 11 月 25 日)

報告書(案)について説明が行われ、標準受信入力の規定の変更について議論がなされた。また、受信フィルタ特性に係る干渉軽減係数の再検討を行うこととなった。

④ 第4回(令和2年 12 月 21 日～12 月 25 日:メールでの検討)

作業班報告書を取りまとめた。

IV. 検討概要

第1章 11/15/18GHz 帯固定通信システムの動向

1.1 検討の背景

我が国におけるマイクロ波帯の固定通信システムは、昭和 28 年(1953 年)の日本放送協会による東京－名古屋－大阪間を結ぶ4GHz 帯テレビジョン放送中継回線の開設や昭和 29 年(1954 年)の日本電信電話公社(現在の日本電信電話株式会社、NTT)による東京－名古屋－大阪間を結ぶ4GHz 帯公衆通信用中継回線の開設以来、電気通信業務用や自営業用等の基幹ネットワークとして使用されてきた。利用が開始されて以降、市外電話やテレビジョン放送の拡大等に伴う伝送容量への需要の増加に対応するため、新たな周波数帯の割当てやデジタル化による大容量伝送方式の導入等が進められ、1990 年代までに多数の固定通信システムが無線中継回線として全国に整備され、社会インフラを構成する主要技術として重要な位置を占めてきた。

近年では通信需要の増大に伴う大容量伝送への要望に対応するため、通信回線の高速化・大容量化に向けた取組が進められてきた。1970 年代にはメタルケーブルに代わる通信媒体として光ファイバーの実用化に向けた開発が本格化し、昭和 60 年(1985 年)には日本電信電話公社が日本縦貫の光ファイバー伝送路を構築した。その後も現在に至るまで、光ファイバーの更なる高速化・大容量化に向けた研究開発とともにネットワークの光ファイバー化が進められてきている。

固定通信システムにおいても一部回線が光ファイバーへ置き換えられているが、柔軟な回線構築が容易等といった特長を活かし、多数の無線中継回線が全国の社会インフラを構成する主要技術として引き続き重要な位置を占めている。特に、光ファイバーの敷設が困難な場所等における補完や移動通信システム基地局等のネットワークを高密度で設置するためのエントランス回線として無線システムへのニーズは増加している。また、平成 23 年(2011 年)3月の東日本大震災では多くの光ファイバー網が寸断されたため、移動通信システム基地局のエントランス回線の復旧や避難所等までのネットワーク構築に用いられた。このように、光ファイバーよりも迅速にネットワーク構築が可能である特性により、災害発生時等におけるネットワーク復旧や移動通信システムの迅速なエリア展開を支える地上系無線として、固定通信システムが利用されている。また、海外においても同様に光ファイバーの設置が困難な条件等に対応するため、固定通信システムが利用されているところである。

固定通信システムのうち、11/15/18GHz 帯について、国内及び海外において需要があるものの、海外で広く利用されるグローバル規格と我が国の規格が異なっている。国内外のベンダーが我が国規格とグローバル規格に合わせた設備をそれぞれ、設計・製造を行う非効率な状況となっている。従って、我が国の無線通信技術の競争力強化の観点から、我が国の規格とグローバル規格との整合を図るとともに、グローバル規格に準拠した高性能な無線設備の利用を可能とすることが望まれている。

本件は上記のような情勢を踏まえ、11/15/18GHz 帯固定通信システムの高速化や長延化のため、我が国の規格とグローバル規格との整合性を図り、高性能な無線設備の利用に必

要な技術的条件の検討を行うものである。

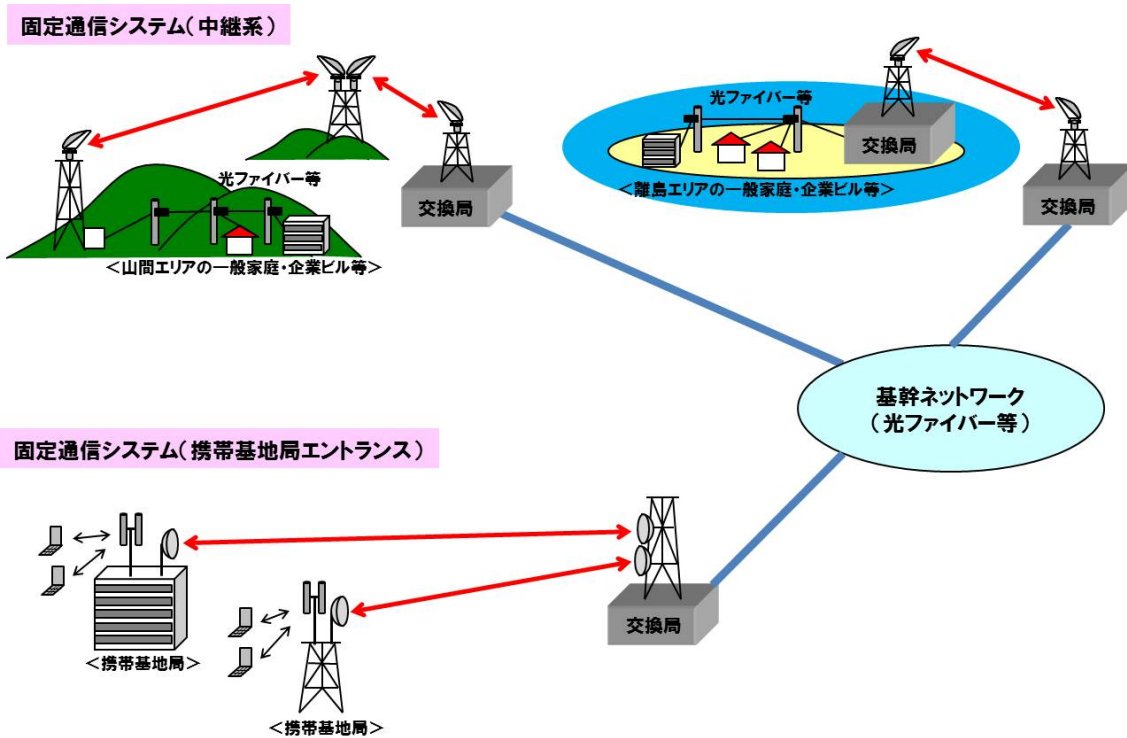


図 1-1 基幹系無線システムの展開イメージ

1.2 11/15/18GHz 帯固定通信システムに係るこれまでの検討

昭和 44 年(1969 年)にデジタル方式による固定通信システムが導入されて以降、変調方式の多値化等によって伝送容量の大容量化の制度整備が進められてきた。その際に、回路技術の高度化の検討が行われ、1990 年代後半に変復調回路について、アナログ回路からデジタル処理を行う LSI 化の制度化がされたことにより、機器の製造コストの低減や低消費電力化が実現された。

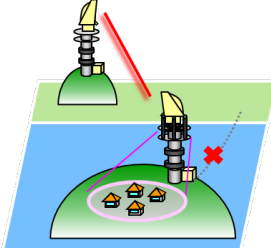
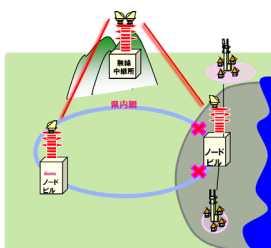
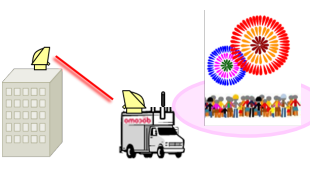
平成 25 年(2013 年)5月に、業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件について、情報通信審議会に諮問された(諮問第 2033 号)。このうち基幹系無線システムの高度化等に係る技術的条件については、「ギガビットクラスの伝送を目標とした伝送容量の大容量化」と「利便性と信頼性を両立させる無線システム運用面・制度面の見直し」を観点としたうえで、検討を開始された。

平成 26 年(2014 年)5月に基幹系無線システムの高度化等に係る技術的条件として、11GHz 帯以上の各周波数帯システムについての一部答申がなされた。技術的条件として、高次多値変調技術や適応変調方式の導入を行い、伝送容量の増加等高度化及び周波数利用効率の向上を行った。

1.3 11/15/18GHz 帯固定通信システムの現状と新たなニーズ

11/15/18GHz 帯は固定通信システム用として利用されている周波数帯の中でも特に無線局数が多く、大きく分けて 3 つの用途として利用されている(表 1-1)。

表1-1 固定通信システムの用途

用途	イントランス回線	長距離中継固定マイクロ	災害対策用
概要	<p>・基地局のイントランス回線として活用 -光ファイバー敷設困難な場所 -伝送路冗長化による信頼性向上</p> 	<p>・中継系伝送路の回線として活用 -光ファイバー敷設困難な場所 -伝送路冗長化による信頼性向上</p> 	<p>・イベントおよび災害発生に車載基地局のイントランス回線等に利用</p> 
周波数	6GHz帯、6.5GHz帯、7.5GHz帯、 11GHz帯、15GHz帯、18GHz帯 、22GHz帯、80GHz帯	6GHz帯、 11GHz帯、15GHz帯	5GHz帯、 11GHz帯、15GHz帯、18GHz帯 、80GHz帯
伝送速度	150Mbps程度（1システムあたり）	150Mbps程度（1システムあたり）	5GHz帯：7～100 Mbps程度 80GHz帯：1～3 Gbps程度 11GHz～18GHz帯：150Mbps程度
伝送距離	2km～20km程度	6GHz帯：50km程度 11/15GHz帯：10数km程度	5GHz帯：100m～30km程度 80GHz帯：200m～4 km程度 11GHz～18GHz帯：2km～15km程度

イントランス回線は、主に光ファイバー敷設が困難な場所での通信確保に加え、伝送路冗長化による通信回線の信頼性向上の役割を担っている。長距離中継固定マイクロは、電話等の中継用伝送路の回線として活用されており、イントランス回線と同様に光ファイバー敷設が困難な場所での通信確保に加え、伝送路冗長化による通信回線の信頼性向上を目的として用いられている。災害対策用途としては、イベントや災害発生時の車載基地局のイントランス回線等としての利用が主であり、移動可能かつ迅速な一時回線構築として非常に重要な役割を担っている。11/15/18GHz 帯における伝送速度は、各用途共有で 1 システムあたり 150Mbps 程度であり、移動体通信を目的とした 3.9G 及び 4G におけるキャリアアグリゲーションや今後の 5G 及び Beyond 5G での利用を見据えると、更なる伝送容量の増大が求められる。

平成 25 年(2014 年)の情報通信審議会において議論・審議され、平成 30 年(2018 年)の電波法関係省令の改正等により国内導入可能となった高次多値変調や偏波多重、適応変調等への対応は、上記の高速大容量・高信頼性という需要にマッチしており、3.9G 及び 4G 利用としては下記ユースケースを想定して「既存装置の更改」及び「新規構築」が行われていく見通しである。

- ・ 光構築不可エリアのエリア拡大
- ・ 重要基地局伝送路の経路分散
- ・ 臨時回線での利用
- ・ 既存装置の EOL 対応

更に、昨今の通信業界を取り巻く環境として、平成 30 年度の情報通信審議会新世代モバイルシステム委員会で技術的条件が取りまとめられた 5G への通信世代の切り替えが求められており、5G 及び Beyond 5G での利用についても、ギガビット級の大容量回線や高信頼性の観点で引き続き重要なインフラとなり得ると考えられる。

このような状況の中で 11/15/18GHz 帯固定通信システムに求められる事項としては、大容量・高信頼の最新技術を備えていることに加え、既存のエントランス回線等の大容量化に伴う設備改修が求められていることから、低価格な装置の導入が望まれる。海外では、欧州の ETSI 規格等に準拠した装置が多数存在しており(図1-1)、それらの装置を国内で導入するためには、既存の回線品質を維持したまま国内の現行制度をグローバル基準と整合性を取っていくことが必要である。これにより、最新技術を備えかつ低価格の装置をスムーズに導入する事が可能となることが期待される。

固定無線システムの成長(欧州)

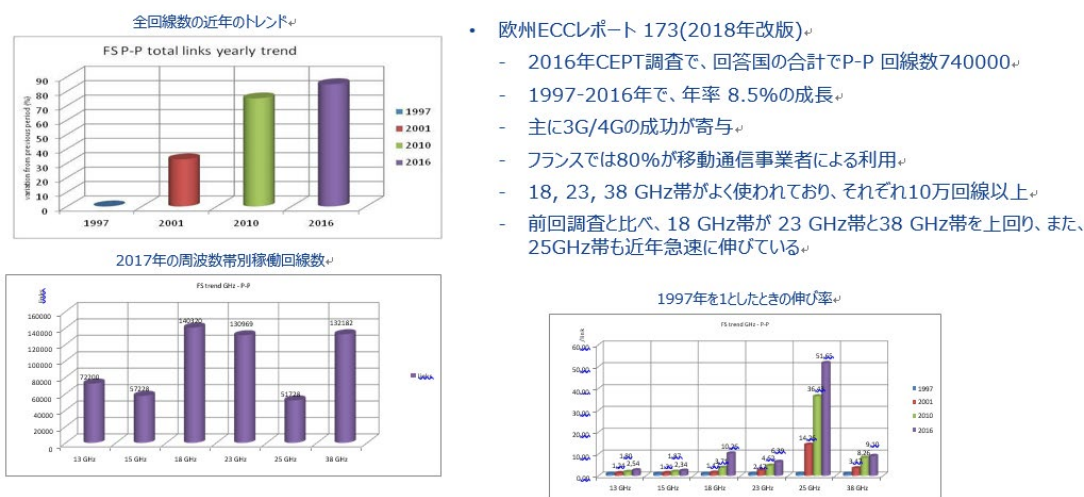


図1-2 固定無線システムの成長

1.4 11/15/18GHz 帯固定通信システムに係る外国の規制動向

本章では、欧米における 11/15/18GHz 帯固定通信システムに関する無線規制について概略を紹介する。各地域の割当は表1-2のとおりである。

表1-2 固定通信システムへの割当周波数

周波数帯	日本	米国	欧州
11GHz	10.7-11.7 GHz	10.7-11.7 GHz	10.7-11.7 GHz
15GHz	14.4-15.35 GHz	なし	14.5-14.62 GHz 15.23-15.35 GHz
18GHz	17.7-18.72 GHz 19.22-19.7 GHz	17.7-19.7 GHz	17.7-19.7 GHz

米国においては、連邦規則(Title 47 of the Code of Federal Regulations, Part 101)において固定マイクロ波の規制が FCC により制定されており、周波数帯の割当てやチャンネル配置、空中線電力や不要輻射の要件が規定されている。

欧州においては各周波数帯ごとのチャンネル配置等が CEPT により勧告化されており、11/15/18 GHz 帯については、ERC/REC12-06、ERC/REC12-07 および ERC/REC12-03 で勧

告されている。技術標準としては、RE 指令 2014/53/EU に基づき、欧州標準規格である EN 302 217 が ETSI により規定されている。EN 302 217 においては、無線機器の技術的基準が詳細に定められており、その概要を表 1-3 にまとめる。

表 1-3 EN 302 217 における送受信機の技術的条件概要

パラメータ	要件
空中線電力許容偏差	+/-2 dB
周波数偏差	+/-15 ppm
占有帯域幅	規定なし
スペクトルマスク	周波数帯および spectrum efficiency class と呼ばれる周波数利用効率の異なるシステムごとに規定
スプリアス輻射	ITU-R 勧告 SM.329 Category B 相当
アンテナ利得	複数の RPE (radiation pattern envelope) クラス (1~4) が規定されておりサイドローブ (離隔 5 度以上) の抑圧を規定している。
受信感度	各送信レート (変調、CS) において BER=10 ⁻⁶ , 10 ⁻⁸ , 10 ⁻¹⁰ を満たす受信電力が規定される
受信機選択度	同一チャネル、隣接チャネル、次隣接チャネル選択度が規定される。不要波は希望波と同じシステムとし同帯域幅とし、各送信レート (変調、CS) で、EN 302 217-2 に規定の C/I において BER=10 ⁻⁶ の受信機感度の劣化が 1dB (3dB) 以内に収まること。
受信機ブロッキング / スプリアスレスポンス	各送信レート (変調、CS) において、スプリアス領域で CW 干渉波 +30dB で、BER=10 ⁻⁶ の受信機感度の劣化が 1dB 以内に収まること。(ただし CS 14MHz 以下の場合は 5xCS までは +20dB)
受信機スプリアス輻射	いわゆる副次発射で、送信スプリアスと同様の条件を満たす事
IRF	規定なし

表 1-2 に示したとおり、各地域の周波数割当は概ね同様であるが、チャネル間隔や送受の周波数差 (デュプレックス間隔) は様々であり同一地域でも複数のシステムが導入されている。

ただし、欧州規格は無線機送受部の不要輻射等、他地域より厳しい条件となっており、無線送受信機に関してはメーカーが欧州基準に適合するようにグローバルスタンダード製品の開発をしており、それをもとに、米国やそれ以外の地域にも展開をしている。

欧州においては標準規格を満たす事により製品導入が保証されている一方、我が国においては、無線機器の技術的条件とは別に、電波法関係審査基準において干渉軽減係数 (IRF) や雑音指数 (NF) といった、日本市場独自の要件が規定されている。特に IRF については干渉相手側システムのパラメータが非公開なために、製品開発設計の支障となっており、送受

信が分離された欧州規格のように、相手側に依存しない規定が望ましい。雑音指数については、欧米規格では受信復調部の総合的な指標である受信感度規定が導入されており、総合的な性能は担保しつつ受信回路設計の自由度が高められている。様々な周波数に対応しなければならないグローバルスタンダード製品では受信受動回路部が複雑化しており、雑音指数は単一周波数製品からの劣化が考えられるため総合的な指標による規定が望ましい。

1.5 11/15/18GHz 帯固定通信システムの現行基準における課題

1.5.1 回線設計手法

現行の電波法関係審査基準では、固定通信システムの回線設計の手法として NF(雑音指数)、所要 C/N が個別の規定値として定められている。(これは従来の固定通信システムの回線設計においては、通信の安定性確保の観点から、干渉検討等を厳しく行うことを重要視し、このような規定となっている。)一方、欧米では回線設計に受信機全体の性能を示す「受信感度」の規定が用いられている。近年のベースバンド装置には強力な誤り訂正機能が具備されており、仮にアナログ部の NF が高くてもデジタル処理により所要 C/N の改善されることで、受信性能全体の向上が可能である。そのため、海外向け装置では NF 自体を直接測定可能な装置構成になっておらず、日本国内向けの装置は NF 測定用の専用ポートが必要になる等、独自開発が必要となりコスト増大につながるという課題がある。

更に、グローバル規格の装置を含む最近のマイクロ装置では、技術の進歩により低 NF 化や低所要 C/N 化が実現されているものがある。例えば、国内基準の所要 C/N は、ETSI 基準(参考値)よりも 2~7.5dB 程度高い規定となっている。具体的には、ETSI TR 101 854 (V.2.1.1) Annex D に TS 302 217-2 の RSL(receiver input signal level)を導出する際に使われた C/N の参考値が記載されており、64QAM で 20.5-26 dB となっている。現行の電波法関係審査基準では BER=10⁻⁴ で C/N=26dB であり、BER 特性曲線の傾きから、BER=10⁻⁴ と 10⁻⁶ 点でおおよそ 2dB の差分があるため、電波法関係審査基準と ETSI 規格の差分は約 2~7.5dB があると言える。

これらの恩恵により従来装置に比べて、ルート長延化や多値化数を上げる等のメリットが考えられるが、現行の国内の回線設計手法では、NF、所要 C/N が規定値(固定値)として扱われて干渉計算が行われるために、装置性能が良いにもかかわらずルート長延化や多値化数を上げる等が許容されていないという課題がある。そのため、技術の進歩を含んだ無線装置の能力を十分に活かすために、新たな回線設計法の検討・整備が必要である。

また、上述のように所要 C/N 値は国内基準よりも ETSI 基準(参考値)の方が低いことから、所要 C/N の改善が見込まれる。この場合、標準受信入力は熱雑音レベル、所要 C/N および標準中継距離における降雨マージンより算出されていることから、所要 C/N の改善に伴い標準受信入力は下がる方向にあるが、どのように扱うべきかは検討が必要である。

1.5.2 干渉軽減係数

干渉軽減係数(IRF)は送信／受信双方のフィルタ特性を用いて算出している。しかし、既存システムの送信／受信のフィルタ特性は非公開であるため、無線設備の設計時に IRF を確認することができない課題がある。

ETSI 規格に準拠したグローバル規格の製品を日本に導入する場合、現行の電波法関係

審査基準の IRF 値を満足する必要がある。その際にフィルタ係数の調整やクロック周波数を変更する必要があり、また、100MHz 離調対応のため周波数チャンネル毎のハードウェアの変更が必要になる場合がある。

現行の電波法関係審査基準の IRF 値を前提とした場合、クロック周波数に制限が生じる。そのため、同じ帯域幅(CS)にもかかわらず、グローバル機器において実現されている高速通信の恩恵を受けることができない。電波法関係審査基準において、既に改正されているクロック周波数の上限撤廃のメリットが活かされていない。

さらに、現行の電波法関係審査基準において、あるひとつの占有周波数帯幅の IRF を確認しようとする、IRF 表が複数に分かれ纏まりがなく、また規定の必要がない離調周波数に IRF 値の記載があり煩雑となっていて、周波数配列においては、希望波と妨害波の関係になる離調周波数に IRF 値の記載がないなどの課題がある。

1.5.3 標準受信空中線特性

空中線に関する現行の電波法関係審査基準では、他の固定通信システムと同様に標準受信空中線特性と送信空中線の等価等方輻射電力による制限値とされている。

一方、ETSI 規格では、利用周波数により、絶対利得による制限値となる標準受信空中線特性のみを規定しており、また、干渉程度による標準受信空中線特性の使用を4段階の”class”に分けている。本検討では、国内の固定通信によるネットワークの利用状況等を考慮し、高密度で無線ネットワークを展開するために、干渉の可能性が非常に高いネットワークに使用する空中線として規定されている ETSI 規格の”class3”と比較検討を行った。

(1) 現行基準の標準受信空中線特性

標準受信空中線特性としては、11/15GHz 帯では、表1-4および表1-5、18GHz 帯は、空中線利得の範囲にて分けられ、表1-6および表1-7として規定されている。

表1-4 11GHz 帯標準受信空中線特性

空中線の放射角	絶対利得の最大値 (dBi)
$0^\circ \leq \theta < 2.5^\circ$	$52.5 - 4.88 \theta^2$
$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$32.0 - 25.0 \log \theta$
$48^\circ \leq \theta$	-10

表1-5 15GHz 帯標準受信空中線特性

空中線の放射角	絶対利得の最大値(dBi)
$0^\circ \leq \theta < 2.5^\circ$	$54.88 - 5.248 \theta^2$
$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$32 - 25 \log \theta$
$48^\circ \leq \theta$	-10

表1-6 18GHz 帯標準受信空中線特性(20.0dBi を超え 40.3dBi 以下の場合)

空中線の放射角	絶対利得の最大値(dBi)
$0 \leq \theta \leq \theta_q$	$\text{Gamax} - 2.2 \times 10^{-3} [(10^{(\text{Gamax}-8.4)/20}) \times \theta]^2$
$\theta_q < \theta \leq \theta_r$	$2 + 15 \log(10^{(\text{Gamax}-8.4)/20})$
$\theta_r < \theta \leq \theta_s$	$43 - 4 \log(10^{(\text{Gamax}-8.4)/20}) - 20 \log(\theta)$
$\theta_s < \theta \leq \theta_t$	3
$\theta_t < \theta \leq 90$	$3 - 0.0075 (\theta - (97.5 - \text{Gamax}))^2$
$90 < \theta \leq 180$	$10 - 10 \log(10^{(\text{Gamax}-8.4)/20})$

$$\theta_q = 21.2 / (10^{(\text{Gamax}-8.4)/20}) * \text{SQRT}[\text{Gamax} - [2 + 15 * \log(10^{(\text{Gamax}-8.4)/20})]]$$

$$\theta_r = 10(2.12 - \log(10^{(\text{Gamax}-8.4)/20}))$$

$$\theta_s = 10(2.05 - 0.25 \log(10^{(\text{Gamax}-8.4)/20}))$$

$$\theta_t = 97.5 - \text{Gamax}$$

表1-7 18GHz 帯標準受信空中線特性(40.3dBi を超え 46.3dBi 以下の場合)

空中線の放射角	絶対利得の最大値(dBi)
$0 \leq \theta \leq \theta_q$	$\text{Gamax} - 2 * 10^{-3} * [10^{(\text{Gamax}-8.4)/20} * \theta]^2$
$\theta_q < \theta \leq \theta_r$	$2 + 15 \log(10^{(\text{Gamax}-8.4)/20})$
$\theta_r < \theta \leq \theta_s$	$43 - 4 \log(10^{(\text{Gamax}-8.4)/20}) - (6.2 + 2 * \text{Gamax} / 5) \log(\theta)$
$\theta_s < \theta \leq \theta_t$	$15.83 - \text{Gamax} / 3$
$\theta_t < \theta \leq \theta_u$	$15.83 - \text{Gamax} / 3 - (0.02675 - 0.0005 \text{Ga}) (\theta - 177.56 + 3.08 \text{Gamax})^2$
$\theta_u < \theta \leq 180$	$10 - 10 \log(10^{(\text{Gamax}-8.4)/20})$

$$\theta_q = 22.5 / 10^{(\text{Gamax}-8.4)/20} * \text{SQRT}[\text{Gamax} - [2 + 15 * \log(10^{(\text{Gamax}-8.4)/20})]]$$

$$\theta_r = 10^{[1.82 + \text{Gamax} / 150 - \log((\text{Gamax}-8.4)/20)]}$$

$$\theta_s = 94.55 - 1.5 * \text{Gamax}$$

$$\theta_t = 177.56 - 3.08 * \text{Gamax}$$

$$\theta_u = 130.8 - \text{Gamax}$$

11/15GHz 帯では最大値を算出する式中に Gamax(送信空中線の輻射方向からの離隔に対する利得であって、 $\theta=0^\circ$ の際の値)が含まれておらず、空中線の利得値に依存せずに放射角毎に規定されていることがわかる。

一方、18GHz 帯については利得値により規定が2つに分かれており、絶対利得の最大値を算出する式中に Gamax が含まれていることから、利得値毎に規定が存在する事がわかる。

このため、空中線利得にて、角度範囲と絶対利得の規定が異なるものとなり、複雑になっていることがわかる。

18GHz 帯にて空中線利得で 2 つに区分けされているのは、40.3dBi を超えるものはパラボラアンテナなどの開口面空中線、40.3dBi 以下は基板等を使用したパッチアンテナなどの平面空中線を想定しているためである。また、空中線利得 20dBi 未満の空中線は利用できない基準となっており、簡易な構造により、サイドローブが高くなる空中線の使用を制限している。

18GHz 帯の現行基準では、絶対利得の最大値を算出する式の中に Gamax を含んでおり、空中線の利得値毎に基準が存在してしまい、複雑になっていることが課題となっている。

(2) 海外規格(ETSI)との標準受信空中線特性比較

11/15GHz 帯の現行基準と ETSI 規格を比較した結果を図1-3および図1-4に示す。

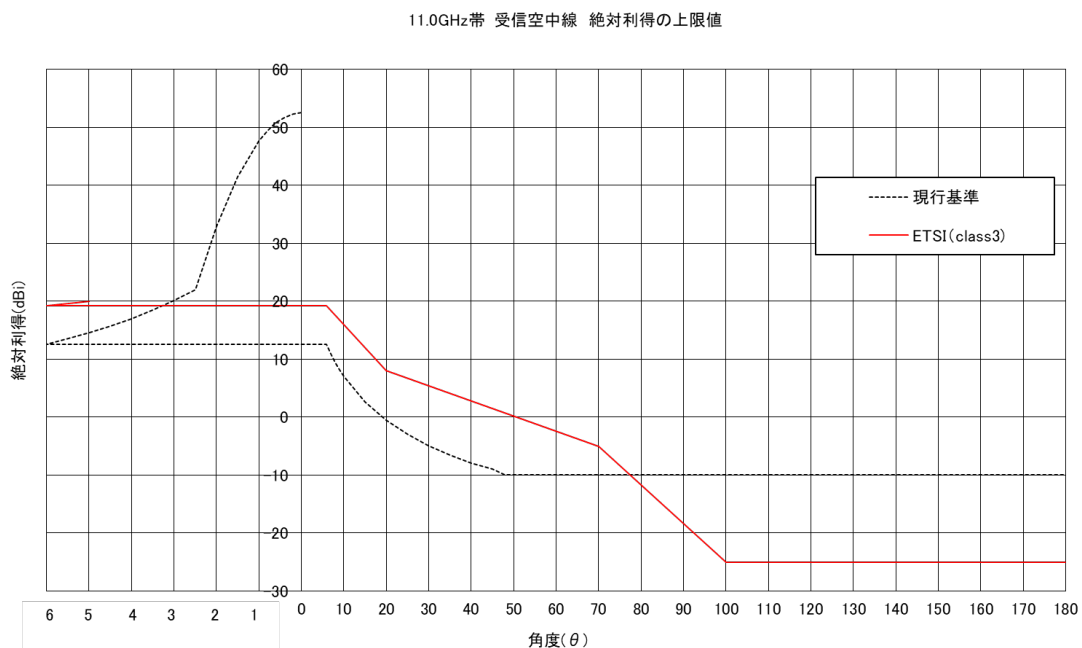


図1-3 11GHz 帯現行基準と ETSI 規格との比較

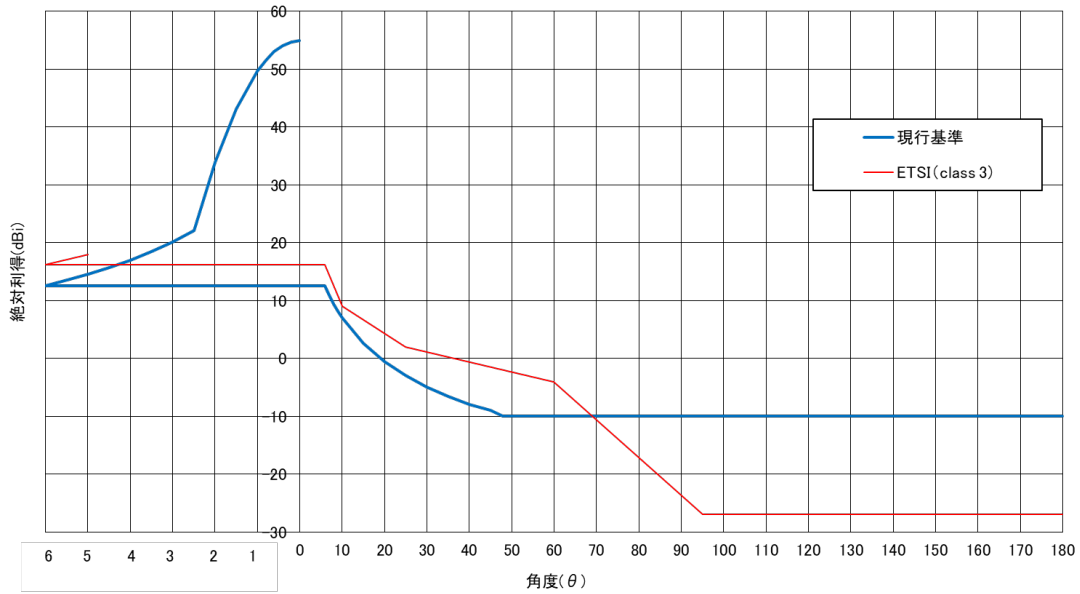


図1-4 15GHz帯現行基準とETSI規格との比較

11/15GHz帯においては、ETSI規格と比較した場合、バックローブ方向(90度以降)では、ETSI規格の方が15dB程度厳しく、サイドローブ方向(90度以内)では、現行の電波法関係審査基準の方が、最大で10dB程度厳しくなっている。このサイドローブ規格の差分は大きく、これは検討を進める上での懸念事項とされた。

また、ETSI規格に対応した空中線を国内に持ち込んで使用する場合には、開口径が大きくサイドローブ特性が良い空中線を使用する事となり、伝搬距離と送信機の定格空中線電力に見合う開口径の空中線より、高い利得の空中線を使用する事から、送信電力を下げる等の対策を行う必要がある。

次に18GHz帯の現行基準とETSI規格を比較した結果を図1-5および図1-6に示す。

18.0GHz帯 (Gamax20dBiを超え40.3dBi以下) 絶対利得の上限値

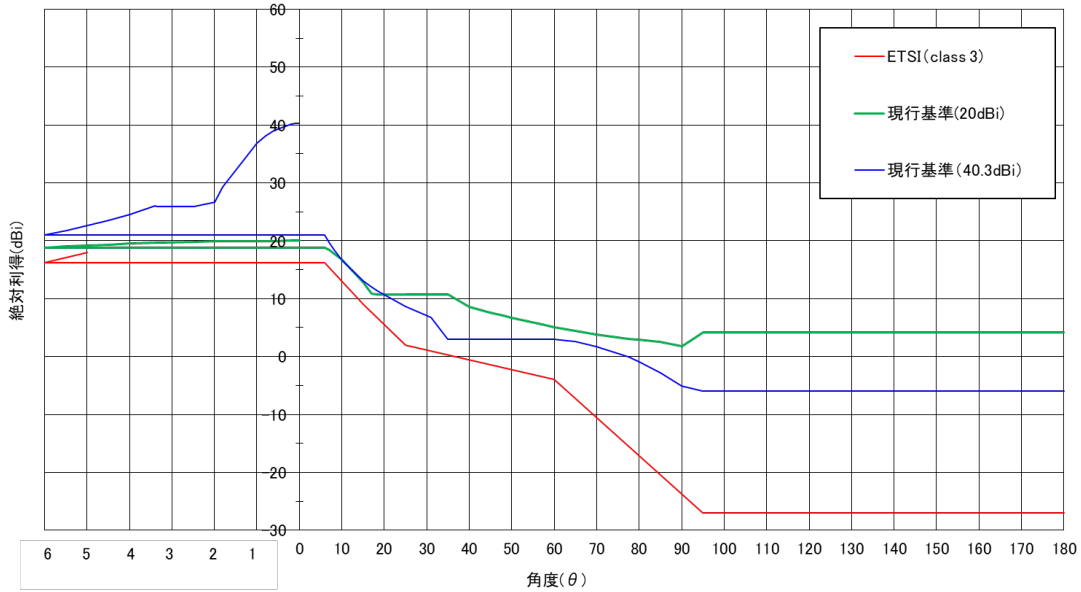


図1-5 18GHz 帯現行基準(20.0dBi を超え 40.3dBi 以下の場合)とETSI 規格との比較

18.0GHz帯 (Gamax40.3dBiを超え46.3dBi以下) 絶対利得の上限値

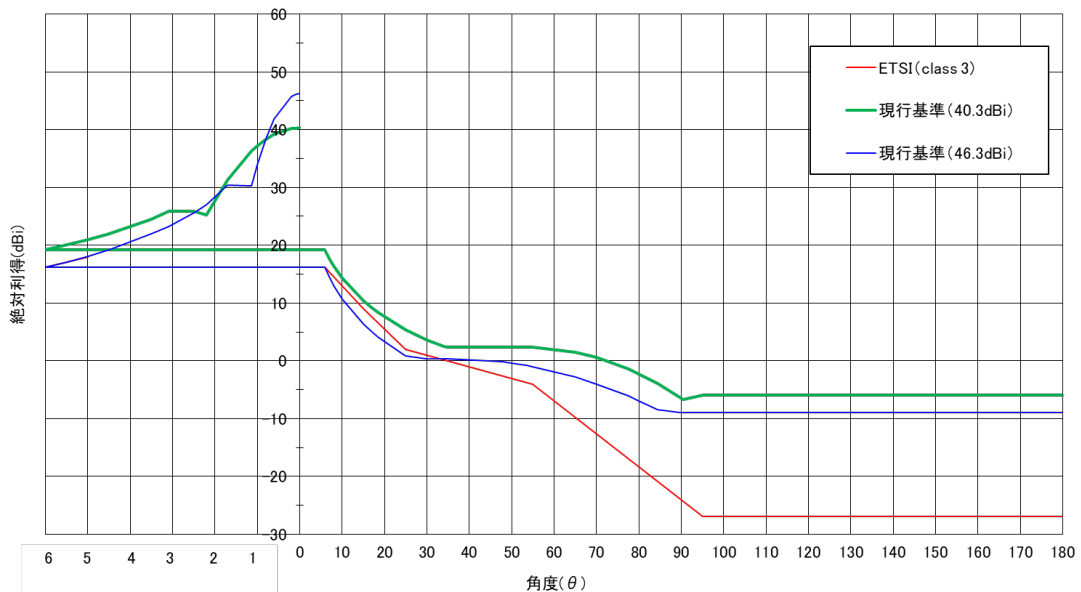


図1-6 18GHz 帯現行基準(40.3dBi を超え 46.3dBi 以下の場合)とETSI 規格との比較

18GHz 帯にて、ETSI 規格と比較した場合、空中線利得が 40.3dBi を超え、46.3dBi 以下の場合に、空中線利得が上限の 46.3dBi 付近となる場合に 30 度以内で現行の電波法関係審査基準の方が数 dB 程度厳しくなっているが、他では ESTI 規格の方が厳しい基準となっている。

(3) 現行の電波法関係基準の送信空中線の等価等方輻射電力による制限値

送信空中線の等価等方輻射電力による制限値として、11/15GHz 帯は、表1-8~11、18GHz 帯は、表1-12として規定されている。

表1-8 11GHz 帯送信空中線の等価等方輻射電力による制限値
(4PSK 方式 5MHz)

空中線の放射角	等価等方輻射電力の上限値 (dBm)
$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$61.0 - 25.0 \log \theta$
$48^\circ \leq \theta$	19.0

注 等価等方輻射電力の上限値は 1 キャリアあたり

表1-9 15GHz 帯送信空中線の等価等方輻射電力による制限値
(4PSK 方式 5MHz)

空中線の放射角	等価等方輻射電力の上限値 (dBm)
$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$53.0 - 25.0 \log \theta$
$48^\circ \leq \theta$	11.0

注 等価等方輻射電力の上限値は 1 キャリアあたり

表1-10 11/15GHz 帯送信空中線の等価等方輻射電力による制限値
(4PSK 方式 18.5/36.5MHz)

空中線の放射角	等価等方輻射電力の上限値 (dBm)
$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$57.0 - 25.0 \log \theta$
$48^\circ \leq \theta$	15.0

注 等価等方輻射電力の上限値は 1 キャリアあたり

表1-11 11/15GHz 帯送信空中線の等価等方輻射電力による制限値
(16QAM 方式 9.5/18.5/53.5MHz、64QAM 方式 36.5MHz、8PSK 方式 72.5MHz)

空中線の放射角	等価等方輻射電力の上限値 (dBm)
$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$65.0 - 25.0 \log \theta$
$48^\circ \leq \theta$	23.0

注 等価等方輻射電力の上限値は 1 キャリアあたり

表1-12 18GHz 帯送信空中線の等価等方輻射電力による制限値

空中線の放射角	等価等方輻射電力の上限値 (dBm)
$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$70.0 - 20.8 \log \theta$
$48^\circ \leq \theta$	35.0

注 等価等方輻射電力の上限値は 1 キャリアあたり

1.5.4 高次多値変調のリファレンス方式

平成 26 年の情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会において、技術的進歩に即応可能な固定通信システムの高度化のための技術的条件について検討がなされた。当該審議会において、伝送容量の増大を図るために高次の多値変調方式(例: 256QAM 以上)に対応可能な規格の見直しを行った結果、当該多値数は特段規定せずに、現行の各無線周波数帯のチャンネル幅において最高次の変調方式の規格を超える多値数を設定でき、かつ無線回線状態に応じて低次の多値数(QPSK 等)に対応可能な規格とするように適応変調方式を導入することが適当との結論が得られた。また、適応変調方式を導入する場合、回線品質が変動することを考慮し、所要回線品質を定義するための変調多値数(リファレンス多値数)を規定することが適当であるとの答申がなされた(図1-7)。

「高次多値変調方式」あるいは相当の方式を適用する固定局において適応変調を適用する場合には、変調多値数が変動し回線品質が変化することになるため、あらかじめ所要回線品質を定義するための変調多値数(リファレンス多値数)を規定することが適当である。このリファレンス多値数については「現行規格の最高次の変調方式」を適用し、「高次多値変調方式におけるリファレンス」として定義することが望ましい。

図1-7 高次多値変調方式の技術的条件(回線品質) 平成 26 年 情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会報告「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち、「基幹系無線システムの高度化等に係る技術的条件」より抜粋

しかしながら、現行の電波法関係審査基準においては、当該リファレンス多値数に関する明確な規定がないことから、干渉計算の際に以下の3点について課題が生じている。

① 「高次多値変調方式におけるリファレンス」におけるリファレンス多値数の選定ルールについて明確化するべき

平成 26 年の情報通信審議会においては、11/15/18GHz 帯において高次多値変調方式として定義された方式は、36.5MHz(64QAM)方式のみであった。そのため、情報通信審議会においては「現行規格の最高次の変調方式」は 64QAM であり、リファレンス多値数は 64QAM であった。一方で、電波法関係審査基準を規定する過程において、高次多値変調方式は、表 1-13 に示す全ての伝送方式に適用する形で規定されており、これは情報通信審議会の答申内容と齟齬が生じている。

表 1-13 現行の電波法関係審査基準の 11/15/18GHz 帯の適用伝送方式

	周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式
①	11/15GHz 帯	5MHz	4 相位相変調方式 (4PSK)
②		9.5MHz	16 値直交振幅変調方式 (16QAM)
③		18.5MHz	4 相位相変調方式 (4PSK)
④			16 値直交振幅変調方式 (16QAM)
⑤		36.5MHz	4 相位相変調方式 (4PSK)
⑥			64 値直交振幅変調方式 (64QAM)
⑦		53.5MHz	16 値直交振幅変調方式 (16QAM)
⑧		72.5MHz	8 相位相変調方式 (8PSK)
⑨	18GHz 帯	18.5MHz	4 相位相変調方式 (4PSK)
⑩		36.5MHz	64 値直交振幅変調方式 (64QAM)

② リファレンス多値数として、「現行規格の最高次の変調方式」以外を適用したい要望があること

リファレンス多値数として、「現行規格の最高次の変調方式」以外を適用する具体的な用途として、最高次よりも低次の変調方式をリファレンス多値数とすることから、干渉耐性が高い環境での運用が想定される。つまり、適応変調機能を実装した装置において、最高次の変調方式より低次の変調方式をリファレンスに変更することにより、柔軟な運用が期待できる。

例えば、適応変調非対応の装置を用いたルートにおいて、装置更改を行う際、装置実装としては 64QAM/16QAM を含む適応変調に対応するものの、表 1-13 の変調方式ではなく、本ルートにおける通信距離で回線不稼働率を満足させるために通常 4PSK で運用する(図1-8)。但し、晴天時等はリファレンス(4PSK)より高次の変調方式での運用可能性がある。

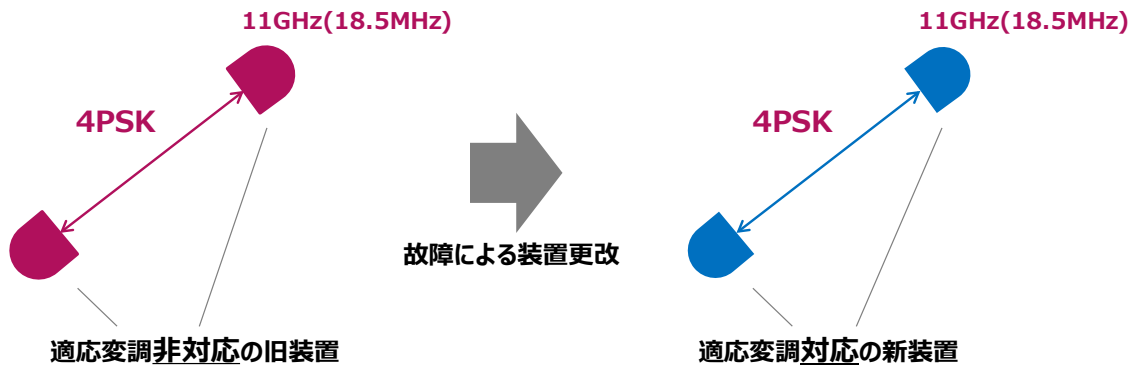


図1-8 低次の変調方式を行うユースケース

以上から、運用中の旧規定の装置の故障等による装置更改を行う際に、当該ルートにおける通信距離で回線不稼働率を満足させるために低次の変調方式をリファレンス多値数に設定して運用を行うケースも想定されることから、リファレンス多値数として、「現行規格の最高次の変調方式」以外を適用することについての検討が必要である。

③ 表1-13の適用伝送方式をリファレンスとすることの妥当性について

現行規定では、リファレンスとする適用伝送方式を表1-13の中から選択するよう規定されている。しかし、表1-13に規定される適用伝送方式は、平成26年の情報通信審議会の審議前に定義された伝送方式を基本としており、それ以外の占有周波数帯幅の許容値と変調方式の組合せが存在しない。そのため、表1-13に定義されない伝送方式を無線回線に適用したい場合に回線品質の確認ができないことが課題となっている。

第2章 新たな無線設備導入に関する規定方法等の検討

2.1 回線設計手法

現行の電波法関係審査基準には、図2-1のとおり雑音指数(NF)及び所要 C/N が規定されている。実際の受信特性には RF 部、ベースバンドを含めた受信機全体の性能が影響するが、1.5.1 節で記載どおり、現行の審査基準には NF 及び所要 C/N が個別に規定されており、受信機全体の性能が良いにも関わらず NF 及び所要 C/N の個別規定を満足しない装置は国内導入ができないという課題がある。加えて、主に海外向けの完成製品において NF や所要 C/N を直接測定することは、装置構成上困難な場合があるという課題も指摘されている。

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	等価雑音帯域幅	雑音指数
11、15 GHz 帯	5MHz	4PSK	4.5MHz 以下	5dB 以下
	9.5MHz	16QAM	9.0MHz 以下	5dB 以下
		4PSK	17.5MHz 以下	5dB 以下
	18.5MHz	16QAM	17.5MHz 以下	5dB 以下
		4PSK	34.5MHz 以下	5dB 以下
	36.5MHz	64QAM	34.5MHz 以下	5dB 以下
		16QAM	51.0MHz 以下	5dB 以下
	72.5MHz 注	8PSK	69.0MHz 以下	5dB 以下

C/N ₀ : 符号誤り率=1×10 ⁻⁴ の場合における所要 C/N(dB)	
64QAM : 26.0(dB)	16QAM : 21.0(dB)
8PSK : 20.1(dB)	4PSK : 14.8(dB)

別紙(5)-2 ア(ウ)D (表3 等価雑音帯域幅及び雑音指数)

別紙(5)-2 ア(エ)D 区間瞬断率Yiの計算

図2-1 雑音指数(NF)及び所要 C/N の現行規定(電波法関係審査基準より抜粋)

欧州の ETSI 規格では、NF と所要 C/N を含む受信機全体の性能を評価する指標としてビット誤り率(BER)基準を満足する「受信感度」の規定が設けられている。受信感度を満たすために NF 及び所要 C/N の配分は任意とできることから、より柔軟な設計が可能である。

以上のことから、NF と所要 C/N を個別に規定するのではなく、総合的な受信性能指標である「受信感度」を国内でも導入することで、既存の回線品質を維持しつつより柔軟な装置設計が可能である。図2-2に、“10log(ボルツマン定数×温度×等価雑音帯域幅)+NF+所要 C/N”で求められる受信感度(BER=1×10⁻⁴)の規定案を示す。

(受信感度規定の具体例)

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	所要C/N	NF	等価雑音帯域幅	受信感度規定(例)
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	14.8dB	5dB以下	4.5MHz以下	-87.4dBm以下
	9.5MHz	16QAM	21.0dB	5dB以下	9.0MHz以下	-78.2dBm以下
		4PSK	14.8dB	5dB以下	17.5MHz以下	-81.5dBm以下
	18.5MHz	16QAM	21.0dB	5dB以下	17.5MHz以下	-75.3dBm以下
		4PSK	14.8dB	5dB以下	34.5MHz以下	-78.6dBm以下
	36.5MHz	64QAM	26.0dB	5dB以下	34.5MHz以下	-67.4dBm以下
		16QAM	21.0dB	5dB以下	51.0MHz以下	-70.7dBm以下
72.5MHz	8PSK	20.1dB	5dB以下	69.0MHz以下	-70.3dBm以下	
		26.0dB	5dB以下	34.5MHz以下	-67.4dBm以下	
18GHz帯	18.5MHz	4PSK	14.8dB	8dB以下	16.5MHz以下	-78.8dBm以下
	36.5MHz	64QAM	26.0dB	5dB以下	34.5MHz以下	-67.4dBm以下

受信感度 = 10log(ボルツマン定数×温度×等価雑音帯域幅)+NF+所要C/N から算出

図2-2 受信感度の規定案

一方、国内の回線設計においては、回線不稼働率の算出に NF と所要 C/N の値が必要である。そのため、ETSI 規格との整合性(つまり、受信感度規定の導入)を図りつつ回線不稼働

率算出のための課題解消を同時に実現するため、「受信感度の実測値から当該装置の NF 及び所要 C/N の値を逆算し、干渉計算を実施する際にルート毎に提出すること」が提案された。これにより、既存の回線設計方法を踏襲しつつ、回線品質を維持したまま装置設計の自由度が向上させることが可能となる。さらに、装置の実力値(規定値よりも良い NF, 所要 C/N)で干渉計算が可能となるため、運用可能性も向上することが期待される。図2-3に受信感度の実力値から逆算した所要 C/N 及び NF を使う場合の効果の計算例を示す。ここに示されるとおり、所要 C/N 及び NF が改善したとき、電波法関係審査基準の回線不稼働率を満足するための距離が改善(延伸)する効果が期待できる(受信入力判定は別途要確認)。また、所要 C/N+NF が同じ値でも、距離延伸のためには NF の改善より所要 C/N の寄与が大きいことが分かる(熱雑音ネックのため)。そのため、干渉計算の際は、NF は設計値、所要 C/N は NF の設計値と受信感度実測から求められる値を提出することが望ましいと考えられる。

	所要C/N+NF	所要C/N	NF	距離
現行は固定	31 dB	26 dB	5 dB	18.8 km
	30 dB	26 dB	4 dB	19.9 km
	30 dB	25 dB	5 dB	20.4 km
	29 dB	26 dB	3 dB	21.1 km
	29 dB	25 dB	4 dB	21.7 km
	29 dB	24 dB	5 dB	22.1 km

図2-3 特定の装置パラメータを用いた時の 11GHz 帯 36.5MHz(64QAM)の一例

上述のように近年の無線装置では誤り訂正能力の強化等により所要 C/N について、約 2 ~7.5dB 程度の改善が図られている。そのため、熱雑音や自装置内の干渉(送受間干渉等)に対する改善量は向上している。一方で、他方式からの干渉については、自信号の誤り訂正効果(デジタル処理)は得られるものの干渉信号自体の低減(RF 処理)は限定的であることから、干渉波に対する許容値(C/I)の性能改善量は軽微である。そのため、回線不稼働率を判定するための雑音成分の内、他方式からの干渉成分である異経路干渉及び同経路干渉の許容値については、現行方式と同等とすることが望ましい。以上の検討結果より、被干渉の C/I の許容値については現行方式より規定を変更しないこととした。

(標準受信入力における検討)

1.5.1 節で記載したように、標準受信入力は熱雑音レベル、所要 C/N および標準中継距離における降雨マージンより算出されている。そのため、上述のように所要 C/N の特性が改善するのであれば、NF が同じ場合には、標準受信入力も約 2~7.5dB 程度低下させることが可能となる。

他方、2.2 章に記載のとおり、クロック周波数の増加により、所要 C/N も最大 2dB 程度の増加することとなる。

従って、標準受信入力については、クロック周波数の増加を想定し、既存の標準受信を上

限とし下限を、既存の標準受信入力から 7.5dB 程度低下した範囲内において、所要の回線不稼働率を満足する値とすることとした。また、所要 C/N の改善量はルートにより異なり、最大 7.5dB 程度の改善が見込まれることから、現行基準から 7.5dB 改善した値を下限値として規定し、受信入力は回線不稼働率を満たす範囲で、下限値に近い値とすることが望ましい。

2.2 干渉軽減係数

干渉軽減係数 (IRF) について、既存システムの送信／受信のフィルタ特性は非公開であることから無線設備の設計時に IRF を確認することができない課題を解決するため、無線設備が満たすべき送信信号特性および受信フィルタチェーン特性を定義することとした。送信信号特性および受信フィルタチェーン特性を定義するにあたり、国際的に広く適用されている ETSI 規格を参考とすることとした。ETSI 規格を基本とした実波形を参考とし、国内の占有周波数帯幅の許容値毎の規定に合わせたマスクを定義し、それを送信信号特性および受信フィルタチェーン特性として規定することとした。

本規定により、現行方式のフィルタ設計によらず周波数帯内を広く有効に使用できるようになることから、クロック周波数の高速化が可能となり、例えば、現行の 28MHz 程度から 36.5MHz 程度までクロック周波数の高速化が図られた場合、伝送容量として 1.3 倍程度向上することが見込まれる。

(1) 送信信号特性・受信フィルタチェーン特性

送信信号特性(図2-4、表2-1)と受信フィルタチェーン特性(図2-5、表2-2)を参照値として新たに設け、無線設備設計時の設計ターゲットとする。11/15/18GHz 帯において、共通の特性とする。

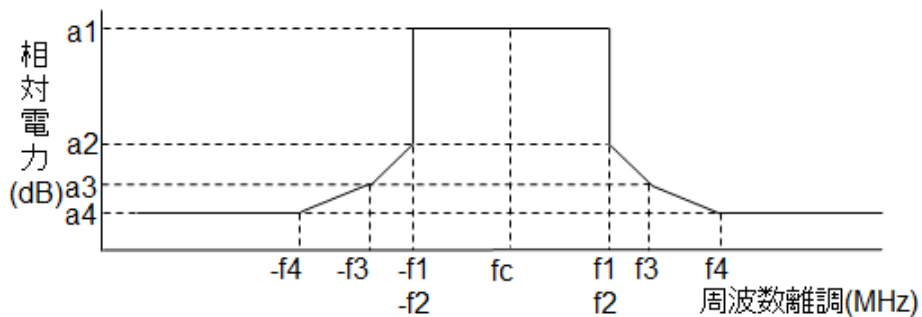


図2-4 送信信号特性

表2-1 送信信号特性基準値

周波数帯	チャンネル幅	f1 (MHz)	f2 (MHz)	f3 (MHz)	f4 (MHz)
		a1 (dB)	a2 (dB)	a3 (dB)	a4 (dB)
11、15GHz 帯	5MHz	2.5	2.5	2.6	10.0
		0.0	-16.0	-36.0	-55.0
	10MHz	5.0	5.0	-	18.5
		0.0	-36.0	-	-55.0
	20MHz	10.0	10.0	-	36.0
		0.0	-36.0	-	-55.0
	40MHz (4PSK)	20.0	20.0	-	70.5
0.0	-36.0	-	-55.0		
40MHz (4PSK 以外)	20.0	20.0	-	70.5	
	0.0	-40.0	-	-55.0	
60MHz	30.0	30.0	-	103.5	
	0.0	-36.0	-	-55.0	
80MHz	40.0	40.0	-	140.0	
	0.0	-36.0	-	-55.0	
18GHz 帯	20MHz	10.0	10.0	-	36.0
		0.0	-36.0	-	-55.0
	40MHz	20.0	20.0	-	70.5
		0.0	-40.0	-	-55.0

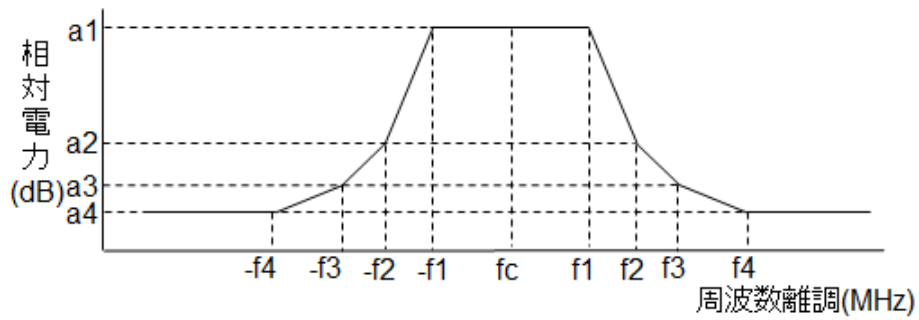


図2-5 受信フィルタチェーン特性

表2-2 受信フィルタチェーン特性基準値

	チャンネル幅	f1 (MHz)	f2 (MHz)	f3 (MHz)	f4 (MHz)
		a1 (dB)	a2 (dB)	a3 (dB)	a4 (dB)
11、15、18 GHz 帯	5MHz	2.5 0.0	2.55 -12.0	2.6 -45.0	3.8 -64.0
	10MHz	4.75 0.0	4.8 -7.0	5.0 -46.0	7.3 -64.0
	20MHz	9.25 0.0	9.3 -5.0	10.0 -47.0	14.7 -64.0
	40MHz	18.25 0.0	18.3 -4.0	20.0 -47.0	29.5 -64.0
	60MHz	26.75 0.0	26.8 -7.0	30.0 -47.0	40.8 -64.0
	80MHz	36.25 0.0	36.3 -4.0	40.0 -47.0	59.0 -64.0

(2) 等価 IRF

等価 IRF は、送信信号特性と受信フィルタチェーン特性を用いて算出した IRF 参照値として、電波法関係審査基準に掲載する。等価 IRF の例を以下に示す。

表2-3 等価 IRF の規定例

(11GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 36.5MHz(4PSK)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	—
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.7	—	42.4	—	49.1	—	49.2	—	49.2	—
18.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—
	16QAM	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—
36.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	42.1	—	—	—	49.5
	4PSK 以外	0.3	—	—	—	—	—	—	—	45.0	—	—	—	—
53.5MHz	16QAM	—	2.1	—	2.5	—	4.0	—	6.5	—	12.4	—	43.7	—
72.5MHz	8PSK	3.3	—	—	—	3.3	—	—	—	6.3	—	—	—	42.6

(3) IRF 変更による既存回線への影響

IRF を変更することにより、既存回線への影響および既存回線を新方式に置き換える場合に、置き換えができない等の影響が生ずる可能性がある。そこで、現行の実回線の中で特に密集した地域を選定し、新方式への置き換え可能割合について検討を行った。

(検討対象方式)

- 11/15GHz 帯 : 36.5MHz(64QAM)方式、53.5MHz(16QAM)方式
- 18GHz 帯 : 36.5MHz(64QAM)方式

(検討手順)

検討1: 単ルート検討

1. 単ルート間の干渉マージン量(実計算 C/I-C/I の許容値)を算出(①)
2. 既存方式の IRF 値および新方式の IRF 値の差分を算出(②)
3. 各ルートの置き換え(設備更改)の可否を以下基準で判定
 - ・ ①-② ≥ 0 の場合: 設備更改可能
 - ・ ①-② < 0 の場合: 設備更改不可
4. 検討対象範囲の全ルートについて設備更改可否を判定し、更改可能割合を算出

検討2: 複数ルート検討

1. 1つのルートから複数のルートに分岐する局(HUB 局)を選定
2. 分岐する全てのルートの干渉マージン量(実計算 C/I-C/I の許容値)を算出
3. 干渉マージン量が 10dB 以上の有無を判定(判定条件)
4. 検討対象範囲の全 HUB 局について判定条件を満たす割合を算出

(検討結果)

検討結果を表2-4に示す。単ルート検討における 36.5MHz(64QAM)方式の更改可能比率は 98.9%であり、IRF 変更による影響は軽微である。また、53.5MHz(16QAM)方式の更改可能比率は 83.3%であり、影響としては大きく見えるものの、実際に運用されているルート数が少ないことから影響は軽微である。次に、複数ルート検討における IRF 変更による影響は9ルート中8ルートの更改が可能との結果となった。単ルート検討、複数ルート検討共に軽微ではあるものの影響は発生する。しかし、更改不可能と判定されたルートにおいても、周波数帯、周波数チャンネルの変更、ルート構成およびアンテナサイズ等を変更することにより更改可能と考えられる。そのため、IRF 変更による問題はないと結論づけた。

表2-4 IRF 変更による既存回線への影響確認結果

方式	周波数帯	用途	単ルート検討時の 更改可能比率	複数ルート検討時の 更改可能比率
36.5MHz (64QAM)	11/15/18 GHz 帯	エントランス 等	98.9%	9 ルート存在で 8 ルートまで更改可 ^{※2}
53.5MHz (16QAM)	11GHz 帯	中継等	83.3% ^{※1}	

※1 ルート数の絶対値としては「数ルート(1桁)」であり影響は軽微

※2 既設ルート全てを設備更改するまでは到達できないが、概ね更改可能

2.3 標準受信空中線特性

現行の電波法関係審査基準を踏まえ、ETSI 規格との統合の可能性について検討を行うにあたり、現在使用されている回線の保護および電波の有効利用を鑑み、以下を条件として検討を実施した。

- 安易に規格を緩める事は実施しない。
- 既存の無線システムは継続使用ができる事とすること。
- 他の周波数帯の指向性規格と同等な規格の考え方を踏襲すること。

また、18GHz 帯については、実際に使用する空中線利得により、基準値が変わるものとなっており、判りやすい規定とすることも併せて検討した。

2.3.1 11/15GHz 標準受信空中線特性の検討結果

現行の電波法関係審査基準と ETSI 規格では、サイドローブ(40~50 度付近)では 10~15dB の乖離があることが明らかになった。

ETSI 規格にのみ空中線を国内で使用する場合に、安易に基準を緩めた場合、現行の電波法関係審査基準に対応した空中線を使用する場合よりも干渉を受けやすい回線となり、仮に特性が 10dB 程度緩和された場合、現行ルート全体の約1~3%で影響がある事が確認され、

置き換え等の場合では、継続使用ができなくなる恐れが高いことが想定された。また、従来よりも干渉に弱い回線が敷設される事により、付近に新たな無線ルートの使用ができないことも想定される。

そのため、11/15GHz 帯の標準受信空中線特性は現行基準を変更しないとした。

2.3.2 18GHz 帯標準受信空中線特性の検討結果

18GHz 帯標準受信空中線特性の検討では、まず、利得値による区分けで2種類の利得幅に合わせた規格となっているため、いずれかに合わせるもしくは中間的な値の規格とした検討を実施した。しかし、統一した場合、厳しくなる事で継続使用できない無線システムが発生し、緩めることにより干渉に弱い回線ができ、検討条件および、電波の有効利用に反する場合が出てくるということが明らかとなった。そのため、現行の空中線利得で分けられている2つの区分については、現行のとおりとした。

利得の下限値については、設計上の自由度を保ち、現行どおりの使用の幅の確保を目的として、現行のとおりとした。

絶対利得の最大値を算出する式の中に Gamax を含んでいるがために空中線の利得毎に規定が存在し、複雑な規定となっていることについては、判りやすい規格とするため、式中の Gamax を無くし、安易に現格を緩めることなく、既存の無線システムの継続使用を考慮した基準案として検討を行った。

表2-5 18GHz 帯標準受信空中線特性新基準案
(空中線利得 20.0dBi を超え 40.3dBi 以下の場合)

空中線の放射角	絶対利得の最大値(dBi)
$0^\circ \leq \theta \leq 2.5^\circ$	$-1.46 \theta^2 + 40.3$
$2.5^\circ < \theta \leq 48^\circ$	$-20.8 \log \theta + 39.5$
$48^\circ < \theta$	4.5

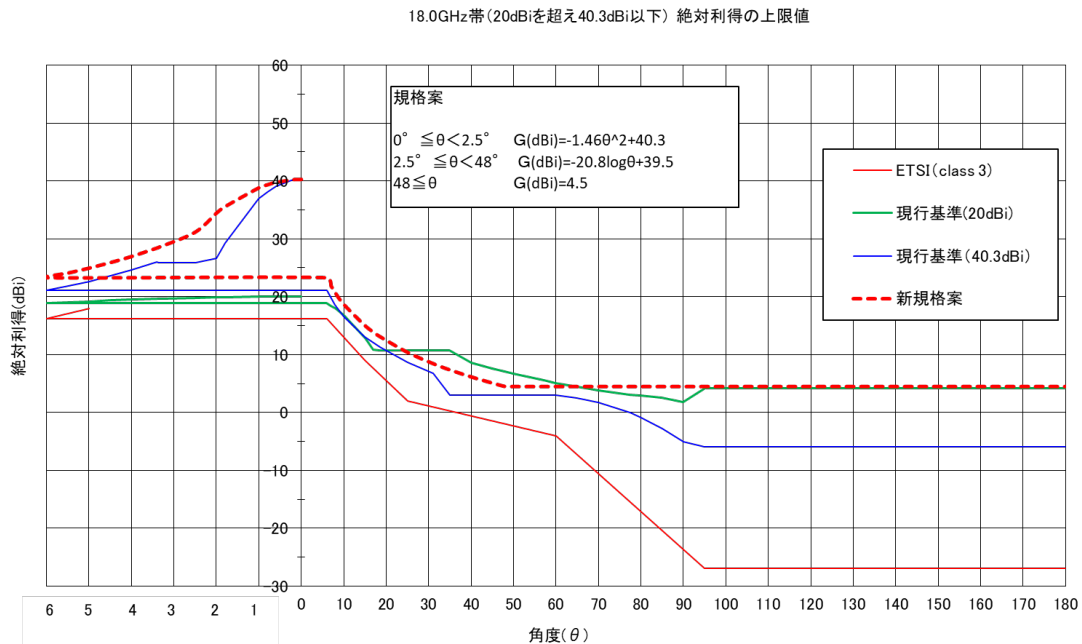


図2-6 18GHz 帯新基準案と現行基準案との比較
(空中線利得 20.0dBi を超え 40.3dBi 以下の場合)

空中線利得 20.0dBi を超え 40.3dBi 以下での新基準案では、現行基準の空中線利得の下限となる 20dBi を使用した標準受信空中線特性を基準とすれば既存の無線システムを含めて、統合しても継続使用が可能となる。しかし、これでは空中線電力の許容値 1W を加算した場合、送信空中線の等価等方輻射電力による制限値を上回るとした矛盾が発生する。そのため、送信空中線の等価等方輻射電力による制限値から空中線電力の許容値 1W(30dBm)を除いた値を基準とした標準受信空中線特性を検討した。

検討案を適用した場合、利得 20dBi 程度の空中線では、サイドローブ(20 度~60 度付近)について、現行基準より厳しくなり、既存無線システムでは継続使用できない恐れがある。このため、調査を行った結果、20dBi 程度のものは作業班構成員として参加している国内メーカーでは現在製造しておらず、製造した場合でも新基準への対応は可能であるとの結果であった。また、海外製空中線ではそもそも ETSI 規格を基準として製造されていることから標準受信空中線特性の影響はなく、変更による影響は軽微であるとした。

表2-6 18GHz 帯標準受信空中線特性新基準案
(空中線利得 40.3dBi を超え 46.3dBi 以下の場合)

空中線の放射角	絶対利得の最大値(dBi)
$0^\circ \leq \theta \leq 2.5^\circ$	$-2.98 \theta^2 + 46.3$
$2.5^\circ < \theta \leq 35^\circ$	$-22.1 \log \theta + 36.5$
$35^\circ < \theta \leq 55^\circ$	2.4
$55^\circ < \theta \leq 90^\circ$	$0.00166 \theta^2 + 7.42$
$90^\circ < \theta$	-6.0

18.0GHz帯(40.3dBiを超え46.3dBi以下) 絶対利得の上限値

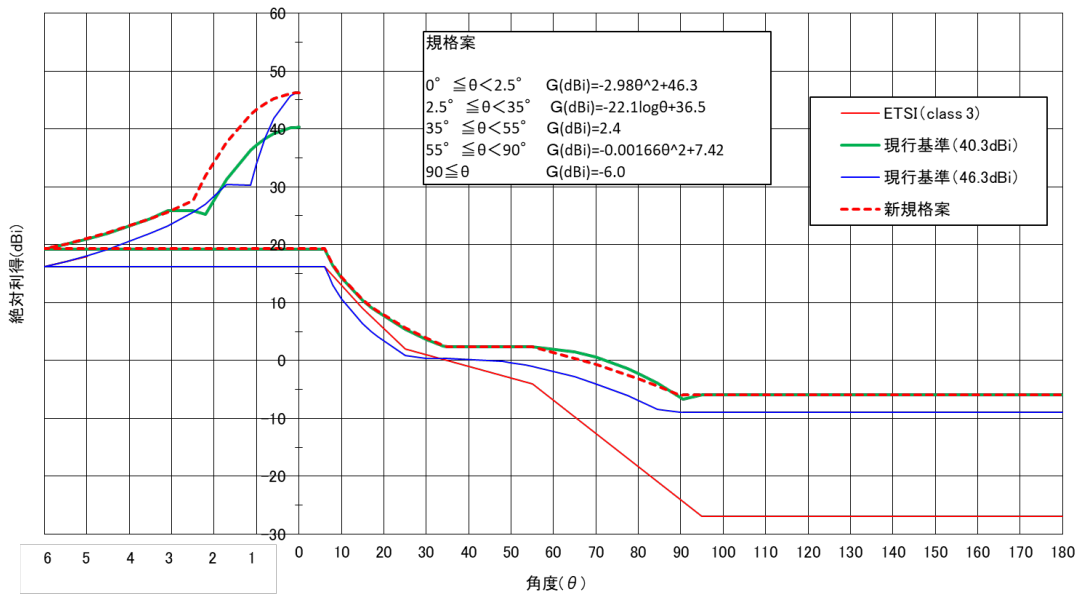


図2-7 18GHz 帯新基準案と現行基準案との比較
(空中線利得 40.3dBi を超え 46.3dBi 以下の場合)

空中線利得 40.3dBi を超え 46.3dBi 以下では、現行の電波法関係審査基準の空中線利得の下限となる 40.3dBi を使用した標準受信空中線特性を基準とすることで既存の無線システムを含めて、統合しても継続使用する事が可能となることから、検討を行った。

検討案を適用した場合、利得 40.3dBi 程度の空中線では、サイドローブ(55度~90度付近)について、現行の電波法関係審査基準より数 dB 厳しくなる。しかし、国内メーカーが製作しているパラボラアンテナの特性を調査した結果、標準受信空中線特性の実力値として、マージンがある部分でもあり、変更しても継続使用に影響がなく、変更による影響はないと判断した。

2.3.3 送信空中線の等価等方輻射電力の制限値

11/15/18GHz 帯での送信空中線の等価等方輻射電力の制限値は、現行のとおりとした。

これは、等価等方輻射電力の制限値は他の周波数帯での規定方法と同様であること、変更しないことによって ETSI 規格との規定の統合に影響は無いこと、および、変更した場合には、既存の無線システムは継続使用に支障がでるなど検討結果によるものである。

2.4 高次多値変調のリファレンス方式

適応変調に対応した高次多値変調のリファレンス方式に関しては、現行の電波法関係審査基準に記載の表 1-13 が適用される。しかし、表 1-13 に定義されていない伝送方式を無線回線に適用したい場合に回線品質の確認ができないことから、運用のユースケースを踏まえて実際に使用すると想定される高次多値変調のリファレンス方式を新たに定義することが適当と考えられる。具体的には、表2-7のとおり、エントランス回線として多く利用されている 11/15/18GHz 帯(36.5MHz 幅)において、今後の 5G 及び Beyond 5G のバックホール等への適用を見据えて 256QAM 及び 1024QAM の規定を追加することが望ましい。

表2-7 11/15/18GHz 帯の適用伝送方式

	周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式
①	11/15GHz 帯	5MHz	4 相位相変調方式 (4PSK)
②		9.5MHz	16 値直交振幅変調方式 (16QAM)
③		18.5MHz	4 相位相変調方式 (4PSK)
④			16 値直交振幅変調方式 (16QAM)
⑤		36.5MHz	4 相位相変調方式 (4PSK)
⑥			64 値直交振幅変調方式 (64QAM)
⑦			256 値直交振幅変調方式 (256QAM)
⑧			1024 値直交振幅変調方式 (1024QAM)
⑨		53.5MHz	16 値直交振幅変調方式 (16QAM)
⑩		72.5MHz	8 相位相変調方式 (8PSK)
⑪	18GHz 帯	18.5MHz	4 相位相変調方式 (4PSK)
⑫		36.5MHz	64 値直交振幅変調方式 (64QAM)
⑬			256 値直交振幅変調方式 (256QAM)
⑭			1024 値直交振幅変調方式 (1024QAM)

ここで、リファレンス多値数およびそれ以外の変調方式を用いる場合の考え方について整理を行う。リファレンス多値数とは、運用者(事業者)がその変調方式を用いた通信(ルート)において安定した回線品質を常時維持する(したい)場合に選択される変調方式である。そのため、リファレンス多値数で免許申請が行われる際は、事前にそのリファレンス多値数での回線設計及び回線品質の確認(担保)が行われる必要がある。但し、適応変調に対応した装置における実運用では、以下に示す二つのケースでリファレンス多値数以外の変調方式での運用が行われる可能性も想定される。

一つ目のケースとして、低次の変調方式をリファレンス多値数として申請する場合において、限られた(良好な)通信環境下のみでより大容量の通信を行う目的で高次の変調方式が免許申請に含まれている場合(つまり、実際の運用ではリファレンス多値数よりも高次の変調方式を用いる可能性がある場合)が想定される。この場合にあっては、(低次の)リファレンス方式での品質確認・担保の他、当該高次の変調方式での被干渉の C/I 許容値を基に回線品質計算を行い、もし高次の変調方式では被干渉の C/I 許容値が規定を満足しない場合には、申請者に対して、「高次の変調方式を用いる場合の周波数の使用は回線状態がすぐれた(快晴時等)場合に限る」等の留意事項等を条件として付すことが適当と考えられる。

二つ目のケースとして、高次の変調方式をリファレンス多値数として申請する場合において、悪天候時には変調方式をリファレンスよりも低次な変調方式に落として通信を維持(完全な回線断を回避)するという目的で、低次の変調方式が免許申請に含まれている場合(つまり、実際の運用ではリファレンス多値数よりも低次の変調方式を用いる可能性がある場合)が想定される。より高次の変調方式と比較して、低次の変調方式に求められる許容 C/I は低いため、高次のリファレンス方式で回線品質が確認・担保されている限り、より低次の運用でも問題無く品質担保が可能である。

上記2つのケースはいずれも適応変調の特性を生かした利用用途であるが、5G や Beyond 5G を見据えたギガビット級の通信という観点・用途では、256QAM や 1024QAM 等のより高次の変調方式をリファレンス方式とすることで安定した大容量回線確保が行われることが望ましい。

上記リファレンス変調方式の追加に合わせ、電波法関係審査基準において、表2-8~11 のとおり標準的な変調方式、受信感度及び C/I 許容値の規定を追加する必要がある(下線部が追加部分)。その他、回線不稼働率等の規定については、エントランス回線用装置はエントランス局用の規定相当を適用することが望ましい。

特に、標準受信入力については、受信感度の規定により所要 C/N の改善が 2~7.5dB 程度見込まれる。ただし、IRF 規定の明確化により、現行方式のフィルタ設計によらず周波数帯内を広く有効に使用できるようになることから、クロック周波数の高速化が可能となり、例えば、現行の 28MHz 程度から 36.5MHz 程度までクロック周波数の高速化が図られた場合、伝送容量が 1.3 倍程度向上し、符号化利得が約 2dB 減少することから、所要 C/N は 2dB 程度増加する。そのため、標準受信入力の上限值は現行のとおりとすることが望ましい。また、所要 C/N の改善量はルートにより異なり、最大 7.5dB 程度の改善が見込まれることから、現行基準から 7.5dB 改善した値を下限値として規定し、受信入力は回線不稼働率を満たす範囲で、下限値に近い値とすることが望ましい(表2-12)。

表2-8 標準的な変調方式

周波数帯	標準的な変調方式
11、15 GHz 帯	4 相位相変調方式 (4PSK)
	8 相位相変調方式 (8PSK)
	16 値直交振幅変調方式 (16QAM)
	64 値直交振幅変調方式 (64QAM)
	<u>256 値直交振幅変調方式 (256QAM)</u>
	<u>1024 値直交振幅変調方式 (1024QAM)</u>
18GHz 帯	4 相位相変調方式 (4PSK)
	64 値直交振幅変調方式 (64QAM)
	<u>256 値直交振幅変調方式 (256QAM)</u>
	<u>1024 値直交振幅変調方式 (1024QAM)</u>

表2-9 受信感度の許容値

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	受信感度の許容値 (BER=1 × 10 ⁻⁴)
11、15GHz 帯	5MHz	4PSK	-87.4dBm 以下
	9.5MHz	16QAM	-78.2dBm 以下
	18.5MHz	4PSK	-81.5dBm 以下
		16QAM	-75.3dBm 以下
	36.5MHz	4PSK	-78.6dBm 以下
		64QAM	-67.4dBm 以下
		<u>256QAM</u>	<u>-60.0dBm 以下</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>-54.9dBm 以下</u>
53.5MHz	16QAM	-70.7dBm 以下	
72.5MHz	8PSK	-70.3dBm 以下	
18GHz 帯	18.5MHz	4PSK	-78.8dBm 以下
	36.5MHz	64QAM	-67.4dBm 以下
		<u>256QAM</u>	<u>-60.0dBm 以下</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>-54.9dBm 以下</u>

表2-10 被干渉の許容値

周波数帯	占有周波数帯幅 の許容値	標準的な変調方 式	被干渉の許容値 (C/Nido)
11、15GHz 帯	5MHz	4PSK	20dB
	9.5MHz	16QAM	28dB
	18.5MHz	4PSK	20dB
		16QAM	28dB
	36.5MHz	4PSK	20dB
		64QAM	34dB
		<u>256QAM</u>	<u>40dB</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>46dB</u>
	53.5MHz	16QAM	28dB
72.5MHz	8PSK	26dB	
18GHz 帯	18.5MHz	4PSK	20dB
	36.5MHz	64QAM	34dB
		<u>256QAM</u>	<u>40dB</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>46dB</u>

表2-11 干渉波一波当たりの C/I 又は被干渉側における
全干渉波の総和に対する C/I

周波数帯	占有周波数帯 幅の許容値	標準的な変調 方式	干渉波の一波当たり の C/I の許容値	全干渉波に対する C /I の総合許容値
11、15GHz 帯	5MHz	4PSK	35dB 以上	30dB 以上
	9.5MHz	16QAM	43dB 以上	38dB 以上
	18.5MHz	4PSK	35dB 以上	30dB 以上
		16QAM	43dB 以上	38dB 以上
	36.5MHz	4PSK	35dB 以上	30dB 以上
		64QAM	49dB 以上	44dB 以上
		<u>256QAM</u>	<u>55dB 以上</u>	<u>50dB 以上</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>61dB 以上</u>	<u>56dB 以上</u>
	53.5MHz	16QAM	43dB 以上	38dB 以上
72.5MHz	8PSK	41dB 以上	36dB 以上	
18GHz 帯	18.5MHz	4PSK	35dB 以上	30dB 以上
	36.5MHz	64QAM	49dB 以上	44dB 以上
		<u>256QAM</u>	<u>55dB 以上</u>	<u>50dB 以上</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>61dB 以上</u>	<u>56dB 以上</u>

表2-12 受信入力

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	受信入力の上限值(dBm) 注1	受信入力の下限値(dBm)	最大受信入力(dBm)
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	15GHz帯: -36	15GHz帯: -49.5	-34
			11GHz帯: -37	11GHz帯: -50.5	-35
	9.5MHz	16QAM	-37 注2	-50.5 注2	-35 注2
			18.5MHz	4PSK	-34 注2
	-34 注2 注3	-50.5 注2 注3	-32 注2		
	16QAM	-34 注2	-47.5 注2	-32 注2	
		-34 注2 注3	-56.5 注2 注3	-32 注2	
	36.5MHz	4PSK	-18	-31.5	-16
			-18 注3	-34.5 注3	-16
			-31 注2	-44.5 注2	-29 注2
		64QAM	-16	-29.5	-14
			-19 注3 注4 注5	-41.5 注3 注4 注5	-17 注4
			-32 注2	-45.5 注2	-30 注2
			-32 注2 注3	-54.5 注2 注3	-30 注2
		256QAM	-27 注2	-40.5 注2	-25 注2
			-27 注2 注3	-49.5 注2 注3	-25 注2
		1024QAM	-22 注2	-35.5 注2	-20 注2
	-22 注2 注3		-44.5 注2 注3	-20 注2	
	53.5MHz	16QAM	-13	-26.5	-11
			-29 注4	-42.5 注4	-27 注4
-29 注3 注4			-51.5 注3 注4	-27 注4	
72.5MHz 注6	8PSK	-10	-23.5	-8	
		-10 注3	-26.5 注3	-8	
18GHz帯	18.5MHz	4PSK	-35	-	-30
	36.5MHz	64QAM	-32	-45.5	-30
			-32 注3	-54.5 注3	-30
	256QAM	-27 注2	-40.5 注2	-25 注2	
		-27 注2 注3	-49.5 注2 注3	-25 注2	
	1024QAM	-22 注2	-35.5 注2	-20 注2	
-22 注2 注3		-44.5 注2 注3	-20 注2		

- 注1 受信入力は、標準受信入力の範囲内に設定することとする。ただし、降雨量の多い区間等伝搬条件の厳しい区間又は干渉の激しい区間においては、最大受信入力までの設定を行うことができることとする。なお、自動送信電力制御(ATPC)機能を使用する11GHz帯及び15GHz帯の場合は、最大空中線電力時とする。
- 注2 電気通信業務用の移動通信交換局に接続する固定局と基地局に接続する固定局との間又は基地局に接続する固定局相互間を結ぶ回線(中継するものを含む。)であって、1区間において対向する局が1.8mφ以下の空中線を使用する場合で、かつ、割当周波数の組合せ単位で構成する回線の場合に限る。
- 注3 降雨減衰量の少ない区間等において設定可能とする。
- 注4 1区間において対向するいずれかの局が1.8mφ以下の空中線を使用する場合に設定可能とする。
- 注5 共通増幅器を使用する場合は、上限値-19dBm、下限値-44.5dBmを設定可能とする。
- 注6 中心周波数が10.735GHz又は11.665GHzの場合には、69.5MHzとする。

2.5 他の無線システムとの共用条件の検討

18GHz帯固定通信システムの標準受信空中線特性の変更に伴い他の無線システムへの影響など共用条件の変更について、以下のとおり検討を行った。

(1) 固定衛星システムとの共用条件

人工衛星局への干渉に関しては、フィーダリンク帯域と同一帯域を用いる固定通信システムの送信局全てが干渉源となるが、通常の場合には、空中線の指向方向はほぼ水平であり、当該人工衛星局との離角距離は十分確保されており、問題はないものと考えられる。

なお、固定通信システムの無線局数は人工衛星局の許容干渉量が維持されるよう管理されており、今回の18GHz帯固定通信システムの標準受信空中線特性の変更による影響はないものと考えられる。

また、地球局(受信)への干渉に関しては、固定通信システムの空中線の等価等方輻射電力の制限値は、現行基準値のとおりであるが、標準受信空中線特性については現行基準値と比較すると、角度によって、干渉量が増加することから、既存の衛星通信事業者に影響の可能性について協議を行った。

その結果、今回の18GHz帯固定通信システムの標準受信空中線特性の見直しは、角度によって、衛星通信システム側への干渉量の増加に繋がるものの、固定通信システムと固定衛星通信システムとの共用条件に大きな影響を及ぼすものではないとの結論に至った。

なお、現行の電波法関係審査基準においては、18GHz帯固定通信システムの無線局申請の際には、無線局事項書並びに工事設計書に記載の標準受信空中線特性を参照し、固定衛星通信システムへの影響の有無を確認することとしている。

第3章 技術的条件

3.1 11/15/18GHz 帯固定通信システムの技術的条件

11/15/18GHz 帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件については、下記の記載のとおりとすることが適当である。

3.1.1 一般的条件

(1) 使用周波数帯

11/15/18GHz 帯固定局の各周波数帯は現行規定のとおりとする。

(2) 通信方式

現行規定のとおりとする。

(3) 変調方式

現行規定のとおりとする。

(4) 情報伝送速度

現行規定のとおりとする。

(5) 標準受信入力値

上限値については現行規定のとおりとし、下限値については現行規定から 7.5dB 改善した値とする。回線不稼働率を満たす範囲で、下限値に近い値とする。

(6) 標準受信空中線特性の規定条件

現行の 18GHz 帯固定局では、主輻射方向から離角した方向の利得の最大値について、Gamax を用いた式で規定される複雑なものとなっている。11/15GHz 帯と同様に Gamax を用いない式を新たに規定する。なお、標準受信空中線特性見直しにあたり、既存の他無線システムが継続使用可能となるよう留意する。

(7) 回線品質

11/15/18GHz 帯固定局において、高次多値変調方式あるいは相当の方式を用いて適応変調を適用する場合には、変調多値数変動し回線品質が変化することになるため、あらかじめ所要回線品質を定義するための変調多値数(リファレンス多値数)を規定することが適当である。このリファレンス多値数については、原則「各周波数帯、占有周波数帯域幅における最高次の変調方式」を適用し、「高次多値変調方式におけるリファレンス方式」として定義することが望ましい。ただし、回線設計を実施するうえで、特段の事情により最高次の変調方式が適用できない場合には、許容範囲内の最高次の変調

方式を「高次多値変調方式におけるリファレンス方式」とする。

(8) 他システムとの共用

11/15/18GHz 帯固定局については、隣接する周波数帯を使用する他システムや同一の周波数帯を使用する他の固定通信システムとの共用可能性について技術計算を行い、安定的な運用が確保されていることを確認した上で免許がなされている。具体的には、固定通信システムと他システム等の設置場所や周辺の地形情報を踏まえて、他システム等からの被干渉や伝搬損を考慮した場合に固定通信システムの安定的な運用に必要な受信入力レベルが確保できるよう回線設計を行うとともに、固定通信システムが他システム等の安定的な運用を阻害する干渉を及ぼさないことを確認している。

今般の固定通信システムの高度化に係る検討では、18GHz 帯において、標準受信空中線特性の規定の変更を行うが、衛星通信システムとの共用検討について、2.5 章のとおり、共用について問題がない。このため、高度化された固定通信システムは、従前と同じく、他システム等との技術計算を行った上で免許することにより、他無線システム等と共存することが可能である。

3.1.2 無線設備の技術的条件

(1) 中継方式

現行規定のとおりとする。

(2) 送信装置

ア. 周波数の許容偏差及び占有周波数帯幅

現行規定のとおりとする。

イ. クロック周波数

フィルタ等の技術進歩により、現行の占有周波数帯幅の規定を変更することなく、クロック周波数を高めることにより大容量化が図られるようになっているため、クロック周波数については特段規定しない。

ウ. 干渉軽減係数

送信に係る干渉軽減係数の送信信号特性は以下のとおりであること。

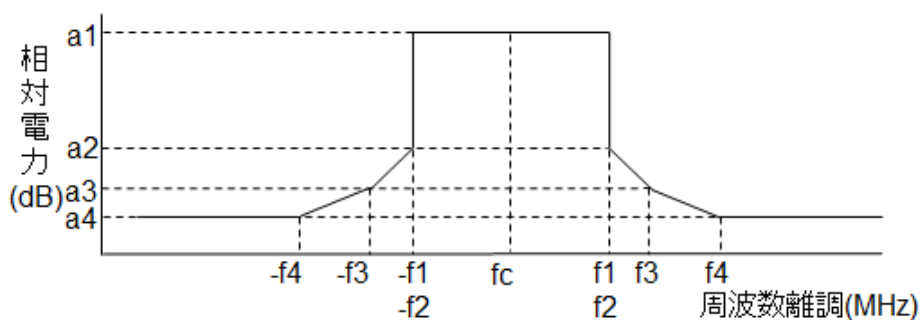


図3-1 送信信号特性

表3-1 送信信号特性基準値

周波数帯	チャンネル幅	f1 (MHz)	f2 (MHz)	f3 (MHz)	f4 (MHz)
		a1 (dB)	a2 (dB)	a3 (dB)	a4 (dB)
11、15GHz 帯	5MHz	2.5	2.5	2.6	10.0
		0.0	-16.0	-36.0	-55.0
	10MHz	5.0	5.0	-	18.5
		0.0	-36.0	-	-55.0
	20MHz	10.0	10.0	-	36.0
		0.0	-36.0	-	-55.0
	40MHz (4PSK)	20.0	20.0	-	70.5
0.0		-36.0	-	-55.0	
40MHz (4PSK 以外)	20.0	20.0	-	70.5	
	0.0	-40.0	-	-55.0	
60MHz	30.0	30.0	-	103.5	
	0.0	-36.0	-	-55.0	
80MHz	40.0	40.0	-	140.0	
	0.0	-36.0	-	-55.0	
18GHz 帯	20MHz	10.0	10.0	-	36.0
		0.0	-36.0	-	-55.0
	40MHz	20.0	20.0	-	70.5
		0.0	-40.0	-	-55.0

エ. スペクトルマスク

現行規定のとおりとする。

オ. スプリアス発射及び不要発射の強度の許容値

11 /15GHz 帯固定局に関するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値及び帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、現行の無線設備規則に従う。

カ. 空中線電力

空中線電力の最大値が定められている 18GHz 帯固定局においては現行規格に従う。一方、空中線電力の最大値が定められていない 11/15GHz 帯固定局においては、現行規格での標準受信入力値の規定に従い特段規定はしない。

キ. 空中線電力の許容偏差

空中線電力の許容偏差は、現行規定に従い±50%とする。

ク. 電波防護指針

電波法施行規則第 21 条の 3(電波の強度に対する安全施設)に従って電波防護の指針に適合するように技術的条件を整備し、空中線と人体との離隔距離を確保することが必要である。

(3) 受信装置

ア. 復調方式

現行規定のとおりとする。

イ. 等価雑音帯域幅

現行規定のとおりとする。

ウ. 雑音指数

3.1 章(6)項のとおり、総合的な指標である受信感度を新たに規定するため、廃止する。

エ. 受信入力規定値

上限値については現行規定のとおりとし、下限値については現行規定から 7.5dB 改善した値として、回線不稼働率を満たす範囲で、下限値に近い値とする。

オ. 受信感度

受信感度は、次の値以下であること。

表3-2 受信感度規定値

周波数帯	占有周波数帯域幅の許容値	標準的な変調方式	受信感度 (BER=1×10 ⁻⁴)
11/15GHz 帯	5MHz	4PSK	-87.4dBm 以下
	9.5MHz	16QAM	-78.2dBm 以下
	18.5MHz	4PSK	-81.5dBm 以下
		16QAM	-75.3dBm 以下
	36.5MHz	4PSK	-78.6dBm 以下
		64QAM	-67.4dBm 以下
		256QAM	-60.0dBm 以下
		1024QAM	-54.9dBm 以下
53.5MHz	16QAM	-70.7dBm 以下	
72.5MHz	8PSK	-70.3dBm 以下	
18GHz 帯	18.5MHz	4PSK	-78.8dBm 以下
	36.5MHz	64QAM	-67.4dBm 以下
		256QAM	-60.0dBm 以下
		1024QAM	-54.9dBm 以下

受信感度は、 $10 \log(\text{ボルツマン定数} \times \text{温度} \times \text{等価雑音帯域幅}) + \text{所要} C/N + \text{雑音指数}$ で求められ、現行基準より所要 C/N を柔軟に設定できる。

カ. 干渉軽減係数

受信に係る干渉軽減係数の受信信号特性は以下のとおりであること。

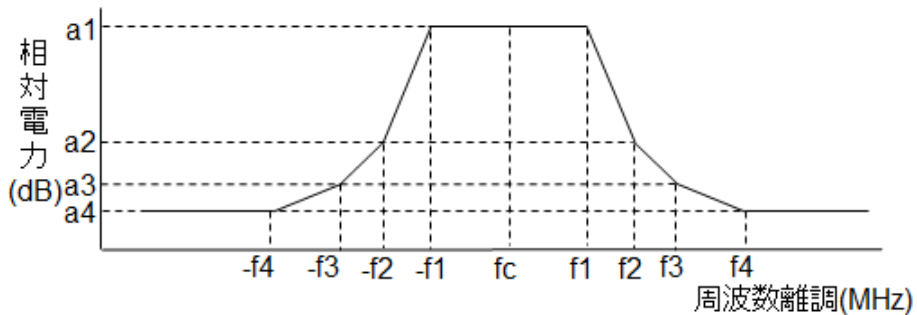


図3-2 受信フィルタチェーン特性

表3-3 受信フィルタチェーン特性基準値

	チャンネル幅	f1 (MHz)	f2 (MHz)	f3 (MHz)	f4 (MHz)
		a1 (dB)	a2 (dB)	a3 (dB)	a4 (dB)
11、15、18 GHz 帯	5MHz	2.5 0.0	2.55 -12.0	2.6 -45.0	3.8 -64.0
	10MHz	4.75 0.0	4.8 -7.0	5.0 -46.0	7.3 -64.0
	20MHz	9.25 0.0	9.3 -5.0	10.0 -47.0	14.7 -64.0
	40MHz	18.25 0.0	18.3 -4.0	20.0 -47.0	29.5 -64.0
	60MHz	26.75 0.0	26.8 -7.0	30.0 -47.0	40.8 -64.0
	80MHz	36.25 0.0	36.3 -4.0	40.0 -47.0	59.0 -64.0

キ. 副次的に発する電波等の限度

11/15GHz 帯固定局については、現行の無線設備規則に規定のとおり 4nW とする。
 また、18GHz 帯固定局においては 4nW(1GHz 未満の周波数の場合)及び 20nW(1GHz
 以上の周波数の場合)として現行の無線設備規則に従う。

(4) 等価 IRF 値

干渉計算に用いる等価 IRF 値は、次の値であること。

表3-4 等価 IRF

(11GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 5MHz(4PSK)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	0.0	21.2	52.4	54.4	54.4	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	—	—	—	56.8	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0
18.5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	52.5	55.7	58.5	59.2	59.2	59.2	59.2	59.2
	16QAM	—	—	—	—	—	52.5	55.7	58.5	59.2	59.2	59.2	59.2	59.2
36.5MHz	4PSK	—	—	—	8.9	11.9	46.7	48.6	50.4	52.1	53.9	55.5	57.1	58.5
	4PSK 以外	—	—	—	—	—	—	—	53.0	54.4	55.7	56.9	58.0	—
53.5MHz	16QAM	—	—	—	—	10.7	10.7	13.7	47.9	49.1	—	—	—	—
72.5MHz	8PSK	—	—	—	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	14.9	48.8	49.7	50.6	51.5

表3-5 等価 IRF

(11GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 9.5MHz(16QAM)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0
9.5MHz	16QAM	0.2	—	41.5	—	53.7	—	54.6	—	54.6	—	54.6	—	54.6
18.5MHz	4PSK	—	3.2	—	42.3	—	49.5	—	55.9	—	57.1	—	57.1	—
	16QAM	—	3.2	—	42.3	—	49.5	—	55.9	—	57.1	—	57.1	—
36.5MHz	4PSK	—	6.2	—	6.2	—	43.8	—	47.6	—	51.2	—	54.7	—
	4PSK 以外	—	6.2	—	6.2	—	47.4	—	50.3	—	53.1	—	55.8	—
53.5MHz	16QAM	7.9	—	7.9	—	7.9	—	10.9	—	46.4	—	48.9	—	51.4
72.5MHz	8PSK	—	9.2	—	9.2	—	9.2	—	9.2	—	46.0	—	47.9	—

表3-6 等価 IRF

(11GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 18.5MHz(4PSK)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3
9.5MHz	16QAM	—	0.3	—	41.8	—	51.6	—	52.0	—	52.0	—	52.0	—
18.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7
	16QAM	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7
36.5MHz	4PSK	—	—	3.3	—	—	—	42.5	—	—	—	49.9	—	—
	4PSK 以外	—	—	3.3	—	—	—	45.8	—	—	—	51.6	—	—
53.5MHz	16QAM	—	5.0	—	5.0	—	6.2	—	11.4	—	44.6	—	47.2	—
72.5MHz	8PSK	—	—	6.3	—	—	—	6.3	—	—	—	44.0	—	—

表3-7 等価 IRF

(11GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 18.5MHz(16QAM)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3
9.5MHz	16QAM	—	0.3	—	41.8	—	51.6	—	52.0	—	52.0	—	52.0	—
18.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7
	16QAM	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7
36.5MHz	4PSK	—	—	3.3	—	—	—	42.5	—	—	—	49.9	—	—
	4PSK 以外	—	—	3.3	—	—	—	45.8	—	—	—	51.6	—	—
53.5MHz	16QAM	—	5.0	—	5.0	—	6.2	—	11.4	—	44.6	—	47.2	—
72.5MHz	8PSK	—	—	6.3	—	—	—	6.3	—	—	—	44.0	—	—

表3-8 等価 IRF

(11GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 36.5MHz(4PSK)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	0.0	7.5	45.1	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.7	—	42.4	—	49.1	—	49.2	—	49.2	—
18.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—
	16QAM	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—
36.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	42.0	—	—	—	49.5
	4PSK 以外	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	45.0	—	—	—	50.8
53.5MHz	16QAM	—	2.1	—	2.5	—	4.0	—	6.5	—	12.4	—	43.7	—
72.5MHz	8PSK	3.3	—	—	—	3.3	—	—	—	6.3	—	—	—	42.6

表3-9 等価 IRF

(11GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 36.5MHz(4PSK 以外)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	—
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.7	—	42.4	—	49.1	—	49.2	—	49.2	—
18.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—
	16QAM	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—
36.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	42.0	—	—	—	49.5
	4PSK 以外	0.3	—	—	—	—	—	—	—	45.0	—	—	—	—
53.5MHz	16QAM	—	2.1	—	2.5	—	4.0	—	6.5	—	12.4	—	43.7	—
72.5MHz	8PSK	3.3	—	—	—	3.3	—	—	—	6.3	—	—	—	42.6

表3-10 等価 IRF

(11GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 53.5MHz(16QAM)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	0.0	0.6	26.9	44.1	44.6	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	0.0	—	0.0	—	0.0	—	7.2	—	46.8	—	47.6	—	47.6
18.5MHz	4PSK	—	0.0	—	0.0	—	2.2	—	10.2	—	46.1	—	49.9	—
	16QAM	—	0.0	—	0.0	—	2.2	—	10.2	—	46.1	—	49.9	—
36.5MHz	4PSK	—	0.0	—	0.9	—	2.6	—	5.2	—	13.2	—	44.4	—
	4PSK 以外	—	0.0	—	0.9	—	2.6	—	5.2	—	13.2	—	46.7	—
53.5MHz	16QAM	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42.4
72.5MHz	8PSK	—	1.7	—	1.8	—	2.8	—	3.9	—	5.6	—	8.2	—

表3-11 等価 IRF

(11GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 72.5MHz(8PSK)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	28.7	42.6	43.1	43.3	43.3
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	1.9	—	42.8	—	46.1	—
18.5MHz	4PSK	—	—	0.0	—	—	—	0.8	—	—	—	42.7	—	—
	16QAM	—	—	0.0	—	—	—	0.8	—	—	—	42.7	—	—
36.5MHz	4PSK	0.0	—	—	—	0.4	—	—	—	3.8	—	—	—	42.4
	4PSK 以外	0.0	—	—	—	0.4	—	—	—	3.8	—	—	—	44.9
53.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.6	—	1.6	—	2.8	—	4.4	—	7.1	—
72.5MHz	8PSK	0.4	—	—	—	1.5	—	—	—	3.4	—	—	—	6.8

表3-12 等価 IRF

(15GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 5MHz(4PSK)の場合)

妨害波の 占有周波 数帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz	100MHz
5MHz	4PSK	0.0	21.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	57.0
18.5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59.2
	16QAM	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59.2
36.5MHz	4PSK	—	—	8.9	8.9	—	—	48.6	50.4	—	—	55.5	57.1	—	—
	4PSK 以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53.5MHz	16QAM	—	—	—	—	10.7	10.7	—	—	—	—	—	—	—	—
72.5MHz	8PSK	—	—	12.0	12.0	—	—	12.0	12.0	—	—	49.7	50.6	—	—

表3-13 等価 IRF

(15GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 9.5MHz(16QAM)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz	
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	0.2	—	41.5	—	53.7	—	54.6	—	54.6	—	54.6	—	54.6	
18.5MHz	4PSK	—	3.2	—	42.3	—	49.5	—	55.9	—	57.1	—	57.1	—	
	16QAM	—	3.2	—	42.3	—	49.5	—	55.9	—	57.1	—	57.1	—	
36.5MHz	4PSK	—	6.2	—	6.2	—	43.8	—	47.6	—	51.2	—	54.7	—	
	4PSK 以外	—	6.2	—	6.2	—	47.4	—	50.3	—	53.1	—	55.8	—	
53.5MHz	16QAM	—	7.9	—	7.9	—	7.9	—	45.1	—	47.6	—	50.1	—	
72.5MHz	8PSK	—	9.2	—	9.2	—	9.2	—	9.2	—	46.0	—	47.9	—	

表3-14 等価 IRF

(15GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 18.5MHz(4PSK)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	0.3	—	41.8	—	51.6	—	52.0	—	52.0	—	52.0	—
18.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7
	16QAM	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7
36.5MHz	4PSK	—	—	3.3	—	—	—	42.5	—	—	—	49.9	—	—
	4PSK 以外	—	—	3.3	—	—	—	45.8	—	—	—	51.6	—	—
53.5MHz	16QAM	5.0	—	—	—	5.0	—	—	—	43.3	—	—	—	48.4
72.5MHz	8PSK	—	—	6.3	—	—	—	6.3	—	—	—	44.0	—	—

表3-15 等価 IRF

(15GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 18.5MHz(16QAM)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	0.3	—	41.8	—	51.6	—	52.0	—	52.0	—	52.0	—
18.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7
	16QAM	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7
36.5MHz	4PSK	—	—	3.3	—	—	—	42.5	—	—	—	49.9	—	—
	4PSK 以外	—	—	3.3	—	—	—	45.8	—	—	—	51.6	—	—
53.5MHz	16QAM	5.0	—	—	—	5.0	—	—	—	43.3	—	—	—	48.4
72.5MHz	8PSK	—	—	6.3	—	—	—	6.3	—	—	—	44.0	—	—

表3-16 等価 IRF

(15GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 36.5MHz(4PSK)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	0.0	0.0	—	—	46.2	46.2	—	—	46.2	46.2	—
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.7	—	42.4	—	49.1	—	49.2	—	49.2	—
18.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—
	16QAM	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—
36.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	42.0	—	—	—	49.5
	4PSK 以外	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	45.0	—	—	—	50.8
53.5MHz	16QAM	—	—	2.1	—	—	—	5.1	—	—	—	42.3	—	—
72.5MHz	8PSK	3.3	—	—	—	3.3	—	—	—	6.3	—	—	—	42.6

表3-17 等価 IRF

(15GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 36.5MHz(4PSK 以外)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.7	—	42.4	—	49.1	—	49.2	—	49.2	—
18.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—
	16QAM	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—
36.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	42.0	—	—	—	49.5
	4PSK 以外	0.3	—	—	—	—	—	—	—	45.0	—	—	—	—
53.5MHz	16QAM	—	—	2.1	—	—	—	5.1	—	—	—	42.3	—	—
72.5MHz	8PSK	3.3	—	—	—	3.3	—	—	—	6.3	—	—	—	42.6

表3-18 等価 IRF

(15GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 53.5MHz(16QAM)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	0.0	0.6	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.0	—	1.6	—	43.3	—	47.6	—	47.6	—
18.5MHz	4PSK	0.0	—	—	—	0.7	—	—	—	42.9	—	—	—	50.4
	16QAM	0.0	—	—	—	0.7	—	—	—	42.9	—	—	—	50.4
36.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	3.7	—	—	—	42.4	—	—
	4PSK 以外	—	—	0.3	—	—	—	3.7	—	—	—	45.1	—	—
53.5MHz	16QAM	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42.4
72.5MHz	8PSK	—	—	1.7	—	—	—	3.3	—	—	—	6.7	—	—

表3-19 等価 IRF

(15GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 72.5MHz(8PSK)の場合)

妨害波の 占有周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	0.0	0.0	—	—	0.0	1.0	—	—	43.1	43.3	—
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	1.9	—	42.8	—	46.1	—
18.5MHz	4PSK	—	—	0.0	—	—	—	0.8	—	—	—	42.7	—	—
	16QAM	—	—	0.0	—	—	—	0.8	—	—	—	42.7	—	—
36.5MHz	4PSK	0.0	—	—	—	0.4	—	—	—	3.8	—	—	—	42.4
	4PSK 以外	0.0	—	—	—	0.4	—	—	—	3.8	—	—	—	44.9
53.5MHz	16QAM	—	—	0.2	—	—	—	2.1	—	—	—	5.6	—	—
72.5MHz	8PSK	0.4	—	—	—	1.5	—	—	—	3.4	—	—	—	6.8

表3-20 等価 IRF

(18GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 18.5MHz(4PSK)の場合)

妨害波の占有周波数帯幅	標準的な変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
18.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7
36.5MHz	4PSK 以外	—	—	3.3	—	—	—	45.8	—	—	—	51.6	—	—

表3-21 等価 IRF

(18GHz 帯 希望波の占有周波数帯幅の許容値が 36.5MHz(4PSK 以外)の場合)

妨害波の占有周波数帯幅	標準的な変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
18.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—
36.5MHz	4PSK 以外	0.3	—	—	—	—	—	—	—	45.0	—	—	—	—

(5) 標準受信空中線特性

ア. 11/15GHz 帯

現行規格のとおりとする。

イ. 18GHz 帯

空中線の主輻射の方向から離角に対する利得 $G_a(\theta)$ は、次の値以下であること。

表3-22 18GHz 帯標準受信空中線特性
(空中線利得 20.0dBi を超え 40.3dBi 以下の場合)

空中線の放射角	絶対利得の最大値(dBi)
$0^\circ \leq \theta \leq 2.5^\circ$	$-1.46\theta^2 + 40.3$
$2.5^\circ < \theta \leq 48^\circ$	$20.8\log\theta + 39.5$
$48^\circ < \theta$	4.5

表3-23 18GHz 帯標準受信空中線特性
(空中線利得 40.3dBi を超え 46.3dBi 以下の場合)

空中線の放射角	絶対利得の最大値(dBi)
$0^\circ \leq \theta \leq 2.5^\circ$	$2.98 \theta^2 + 46.3$
$2.5^\circ < \theta \leq 35^\circ$	$-22.1 \log \theta + 36.5$
$35^\circ < \theta \leq 55^\circ$	2.4
$55^\circ < \theta \leq 90^\circ$	$0.00166 \theta^2 + 7.42$
$90^\circ < \theta$	-6.0

今回規定する 18GHz 帯標準受信空中線特性については、関係告示に規定されており、新規格案との比較は参考資料2のとおりである。

3.2 測定方法

国内で適用されている測定法に準ずることが適当であるが、今後、国際電気標準会議 (IEC) 等の国際的な動向を踏まえて対応することが望ましい。なお、垂直偏波及び水平偏波等を同時に用いる場合には各偏波毎のアンテナ端子で測定する。

(1) 周波数の偏差

ア. アンテナ測定端子付きの場合

無変調の状態で作動させ、指定された周波数に対する偏差の最大値を周波数計を用いて測定する。必要に応じて導波管-同軸変換器を用いて測定を行う。測定点はアンテナ端子又は測定用モニタ端子とする。

イ. アンテナ測定端子のない場合

アンテナ測定端子がない場合は、一時的に測定用端子を設けてアと同様に測定する。

(2) 占有周波数帯幅

ア. アンテナ測定端子付きの場合

通常の変調状態で動作させ、スペクトルアナライザを用いて測定する。測定点はアンテナ端子又は測定用モニタ端子とする。使用するパターン発生器は、規定伝送速度に対応した標準符号化試験信号を発生する信号源とする。誤り訂正等を使用している場合には、そのための信号を付加した状態で測定する(内蔵パターン発生器がある場合はこれも使用しても良い)。標準符号化試験信号はランダム性が確保できる信号とする。

イ. アンテナ測定端子のない場合

アンテナ測定端子がない場合は、一時的に測定端子を設けてアと同様に測定する。

(3) スペクトルマスク

ア. アンテナ測定端子付きの場合

通常の変調状態で連続送信として動作させ、スペクトルマスクをスペクトルアナライザを用いて測定する。この場合、スペクトルアナライザの分解能帯域幅は 1MHz として測定し、基準レベルは、分解能帯域幅を 1MHz としたスペクトル分布の最大となる値を 0dB とする。

イ. アンテナ測定端子のない場合

アンテナ端子がない場合は、一時的に測定端子を設けてアと同様に測定する。この場合、アンテナ測定端子と一時的に設けた測定用端子の間の損失等を補正する。

(4) スプリアス発射又は不要発射の強度

ア. 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度

(ア) アンテナ測定端子付きの場合

無変調の状態で作動させ、帯域外領域におけるスプリアス発射の平均電力をスペクトルアナライザを用いて測定する。測定点はアンテナ端子とする。

(イ) アンテナ測定端子のない場合

アンテナ測定端子がない場合は、一時的に測定端子を設けて(ア)と同様に測定する。この場合、アンテナ測定端子と一時的に設けた測定用端子の間の損失等を補正する。

イ. スプリアス領域における不要発射の強度

(ア) アンテナ測定端子付きの場合

通常の変調状態で動作させ、スプリアス領域における不要発射の強度の平均電力をスペクトルアナライザを用いて測定する。測定点はアンテナ端子とする。測定周波数範囲は 30MHz から 26GHz まで(搬送波周波数が 13GHz を超える場合は 2 倍の高調波まで)とし、導波管を用いるものは下限周波数をカットオフ周波数の 0.7 倍とする。ただし、導波管が十分長く技術基準を満たすカットオフ減衰量を得られる場合は、下限周波数をカットオフ周波数とすることができる。

(イ) アンテナ端子のない場合

アンテナ端子がない場合は、一時的に測定端子を設けて(ア)と同様に測定する。この場合、アンテナ測定端子と一時的に設けた測定用端子の間の損失等を補正する。

(5) 空中線電力の偏差

ア. アンテナ測定端子付きの場合

通常の変調の状態で作動させ、送信設備の出力電力を電力計又はスペクトルアナライザを用いて測定し、定格出力との偏差を求める。

イ. アンテナ測定端子のない場合

アンテナ端子がない場合は、一時的に測定端子を設けてアと同様に測定する。この場合、アンテナ測定端子と一時的に設けた測定用端子の間の損失等を補正する。

(6) 受信設備が副次的に発射する電波

ア. アンテナ測定端子付きの場合

受信状態時に、副次的に発する電波をスペクトルアナライザを用いて測定する。測定点はアンテナ端子とし、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定する。

イ. アンテナ測定端子のない場合

アンテナ測定端子がない場合は、一時的に測定端子を設けてアと同様に測定する。この場合、アンテナ測定端子と一時的に設けた測定用端子の間の損失等を補正する。

3.3 将来の技術的条件の見直し等

固定系無線通信システムにおいて、継続的な利用の促進や新たな利用目的・利用形態への対応等、将来のニーズ動向を踏まえ、システム利用価値を高めるとともに速やかなシステム導入を可能とすることを鑑み、今後の検討が期待される技術および制度について、以下に示す。

3.3.1 システム利用ニーズと課題

当該システムに対して、現在から将来に渡って継続的に求められる利用目的の主なものを以下に示す。

- ・有線の敷設が困難な場所、或いは有線の敷設が高コストな場所への適用
- ・災害時等の通信手段の確保
- ・鉄道、電力の安定運用
- ・耐災害性、安全性、信頼性の向上

これらに加え、近い将来にニーズが顕在化することが想定される主なものとしては、モバイル基地局への大容量・低遅延エントランス回線、超ルーラルエリアへのデータ通信サービス、IoT・M2Mの広域データ収集、および防災無線系等の公共システム増強と他システムとの連携が挙げられる。

以上の将来のシステム利用ニーズを踏まえた検討課題としては、主に以下のとおりである。

(1)高周波数帯の利用促進技術

(2)低周波数帯の高度化技術

(3)既存システムおよび異システム間の設備共用技術および制度

3.2.2 今後の期待される技術および制度

上記の検討課題より、技術的な期待としては、通信距離の延伸、高速・大容量化、通信品質向上、低コスト・低消費電力化等があり、特にミリ波帯等の高周波数帯の本格的な利用促進に向けては、多重伝送技術、アレーアンテナ制御技術、高効率・低コストデバイス技術が挙げられる。一方、制度的な期待としては、周波数・帯域の拡張、免許・審査の簡素化、公共・電気通信業務の機器仕様およびシステム共用化等が挙げられる。

以上の期待される技術および制度について、今後検討を進め、現行の技術的条件に対して必要に応じて見直しを行うなどの速やかな対応が望ましいと考えられる。

情報通信審議会 情報通信技術分科会

陸上無線通信委員会 構成員

(令和3年5月14日現在 敬称略)

氏名	主要現職
(主査) 委員 安藤 真	東京工業大学 名誉教授
(主査代理) 専門委員 豊嶋 守生	ネットワーク研究所ワイヤレスネットワーク研究センター 研究センター長
委員 森川 博之	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
専門委員 秋山 裕子	富士通株式会社 共通技術開発統括部 ソフトウェア化技術開発室長
〃 飯塚 留美	一般財団法人マルチメディア振興センター ICTリサーチ&コンサルティング部 シニア・リサーチディレクター
〃 伊藤 数子	特定非営利活動法人STAND 代表理事
〃 河野 隆二	横浜国立大学大学院 工学研究院 教授 兼 同大学 未来情報通信医療社会基盤センター長
〃 児玉 俊介	一般社団法人電波産業会 専務理事
〃 齋藤 一賢	日本電信電話株式会社 技術企画部門 電波室長
〃 田中 秀一	一般社団法人全国陸上無線協会 専務理事
〃 田丸 健三郎	日本マイクロソフト株式会社 技術統括室 業務執行役員 ナショナルテクノロジー オフィサー
〃 土田 健一	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部 部長
〃 日野岳 充	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 専務理事
〃 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
〃 藤野 義之	東洋大学 理工学部 電気電子情報工学科 教授
〃 本多 美雄	欧州ビジネス協会 電気通信機器委員会 委員長
〃 松尾 綾子	株式会社東芝 情報通信プラットフォーム研究所 ワイヤレスシステムラボラトリー 研究主幹
〃 三谷 政昭	東京電機大学 工学部 情報通信工学科 教授
〃 三次 仁	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
〃 吉田 貴容美	日本無線株式会社 新規事業開発本部 新規事業開発企画部 シニアエキス パート

(20名)

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会
基幹系無線システム作業班 構成員

(令和3年1月18日現在 敬称略)

氏名	所属
主任 前原 文明	早稲田大学 理工学術院 情報通信学科 教授
飯塚 正孝	株式会社サイバー創研 主幹コンサルタント
市川 正樹	日本電気株式会社 ワイヤレスアクセスソリューション事業部 マネージャー
伊藤 泰成	KDDI 株式会社 技術企画本部 電波部 管理グループ マネージャー
小野沢 庸	ノキアソリューションズ&ネットワークス合同会社 グローバル技術標準化 シニアスペシャリスト
小山 祐一	ソフトバンク株式会社 モバイル技術統括 ソリューションシステム開発本部 業務システム開発部 担当課長
岸 博之	東京都 総務局総合防災部防災通信課統括課長代理
北 直樹	一般社団法人電波産業会 固定系将来展望調査研究会 作業班 主任
工藤 友章	日本電業工作株式会社 社会インフラ事業部システム部 部長
熊丸 和宏	日本放送協会 技術局 計画管理部
小泉 聡	NEC プラットフォームズ株式会社 ワイヤレスシステム事業部 事業部長代理
小嶋 正一	国土交通省 大臣官房技術調査課電気通信室 企画専門官
小林 真也	株式会社日立国際電気 モノづくり統括本部 プロダクト本部 プロダクト部 技師
関野 昇	電気興業株式会社 ワイヤレス研究所 主任研究員
武田 浩一郎	富士通株式会社 ワイヤレスシステム事業部 アシスタントマネージャ
渡来 祐一	日本無線株式会社 ソリューション事業部 無線インフラ技術部 マイクロ波システムグループ(グループ長)
拮石 康博	UQ コミュニケーションズ株式会社 CSR 部門 渉外部 渉外グループマネージャ
藤井 康之	東芝インフラシステムズ株式会社 府中事業所 放送・ネットワークシステム部 通信システム機器設計第1担当 エキスパート
本多 美雄	エリクソン・ジャパン株式会社 標準化・レギュレーション担当部長
前田 規行	株式会社NTTドコモ 電波部 電波技術担当課長
宮城 利文	日本電信電話株式会社 情報ネットワーク総合研究所 アクセスサービスシステム研究所 無線エントランスプロジェクト 主幹研究員

(21名)

参考資料 1 : 電波法関係審査基準の改正箇所一覧

改正案				現行基準			
別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目的別審査基準 [第 1 略]				別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目的別審査基準 [第 1 同左]			
第 2 陸上関係 [1 ~ 3 略]				第 2 陸上関係 [1 ~ 3 同左]			
4 その他 [(1) ~ (5) - 1 略]				4 その他 [(1) ~ (5) - 1 同左]			
(5) - 2 11GHz 帯、15GHz 帯又は 18GHz 帯の周波数の電波を使用する固定局 ア 11GHz 帯、15GHz 帯又は 18GHz 帯の周波数の電波を使用する電気通信 業務用固定局等 (ア) 基本的事項 [A 略] B 伝送方式 審査は、表 1 に示す占有周波数帯幅の許容値及び標準的な変調方式の組合せに対応させて行うこと。				(5) - 2 11GHz 帯、15GHz 帯又は 18GHz 帯の周波数の電波を使用する固定局 ア 11GHz 帯、15GHz 帯又は 18GHz 帯の周波数の電波を使用する電気通信 業務用固定局等 (ア) 基本的事項 [A 略] B 伝送方式 審査は、表 1 に示す占有周波数帯幅の許容値及び標準的な変調方式の 組合せに対応させて行うこと。			
表 1 適用伝送方式				表 1 適用伝送方式			
	周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式 注 1		周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式 注 1
①	11、15GHz 帯	5MHz	4 相位相変調方式(4PSK)	①	11、15GHz 帯	5MHz	4 相位相変調方式(4PSK)
②		9.5MHz	16 値直交振幅変調方式 (16QAM)	②		9.5MHz	16 値直交振幅変調方式 (16QAM)
③		18.5MHz	4 相位相変調方式(4PSK)	③		18.5MHz	4 相位相変調方式(4PSK)
④			16 値直交振幅変調方式	④			16 値直交振幅変調方式

			(16QAM)
⑤		36.5MHz	4 相位相変調方式(4PSK)
⑥			64 値直交振幅変調方式 (64QAM)
⑦			256 値直交振幅変調方式 (256QAM)
⑧			1024 値直交振幅変調方式 (1024QAM)
⑨		53.5MHz	16 値直交振幅変調方式 (16QAM)
⑩		72.5MHz 注2	8 相位相変調方式(8PSK)
⑪	18GHz 帯	18.5MHz	4 相位相変調方式(4PSK)
⑫		36.5MHz	64 値直交振幅変調方式 (64QAM)
⑬			256 値直交振幅変調方式 (256QAM)
⑭			1024 値直交振幅変調方式 (1024QAM)

注1 直交周波数分割多重変調方式(OFDM 方式)については、いずれかの変調方式の項目に対応すること。

注2 中心周波数が 10.735GHz 又は 11.665GHz の場合には、69.5MHz とする。

[(イ) 略]

(ウ) 無線設備の工事設計

			(16QAM)
⑤		36.5MHz	4 相位相変調方式(4PSK)
⑥			64 値直交振幅変調方式 (64QAM)
⑦		53.5MHz	16 値直交振幅変調方式 (16QAM)
⑧		72.5MHz 注2	8 相位相変調方式(8PSK)
⑨	18GHz 帯	18.5MHz	4 相位相変調方式(4PSK)
⑩		36.5MHz	64 値直交振幅変調方式 (64QAM)

注1 直交周波数分割多重変調方式(OFDM 方式)については、いずれかの変調方式の項目に対応すること。

注2 中心周波数が 10.735GHz 又は 11.665GHz の場合には、69.5MHz とする。

[(イ) 同左]

(ウ) 無線設備の工事設計

C 送信装置

(A) 主信号の変調方式は、表2に掲げる方式(これと同等以上の性能を有するものを含む。この(ウ)Cにおいて同じ。)であること。ただし、表2に掲げる方式と切り替えて使用する場合にあっては、当該方式より多値数の低い方式を使用することができる。

なお、変調方式の切替えを行う場合、切替えを予定している全ての変調方式を工事設計書に記載することとし、(ア)Bにおいて審査を行う標準的な変調方式として表1のいずれに該当するものか明記されていること。

表2 標準的な変調方式

周波数帯	標準的な変調方式
11、15GHz帯	4相位相変調方式(4PSK)
	8相位相変調方式(8PSK)
	16値直交振幅変調方式(16QAM)
	64値直交振幅変調方式(64QAM)
	<u>256値直交振幅変調方式(256QAM)</u>
	<u>1024値直交振幅変調方式(1024QAM)</u>

C 送信装置

主信号の変調方式は、表2に掲げる方式(これと同等以上の性能を有するものを含む。この(ウ)Cにおいて同じ。)であること。ただし、表2に掲げる方式と切り替えて使用する場合にあっては、当該方式より多値数の低い方式を使用することができる。

なお、変調方式の切替えを行う場合、切替えを予定している全ての変調方式を工事設計書に記載することとし、(ア)Bにおいて審査を行う標準的な変調方式として表1のいずれに該当するものか明記されていること。

表2 標準的な変調方式

周波数帯	標準的な変調方式
11、15GHz帯	4相位相変調方式(4PSK)
	8相位相変調方式(8PSK)
	16値直交振幅変調方式(16QAM)
	64値直交振幅変調方式(64QAM)
18GHz帯	4相位相変調方式(4PSK)
	64値直交振幅変調方式(64QAM)

18GHz帯	4相位相変調方式(4PSK)
	64値直交振幅変調方式(64QAM)
	<u>256値直交振幅変調方式(256QAM)</u>
	<u>1024値直交振幅変調方式(1024QAM)</u>

(B) 送信信号特性については、図1及び表3のとおりとする。

(B) 新設

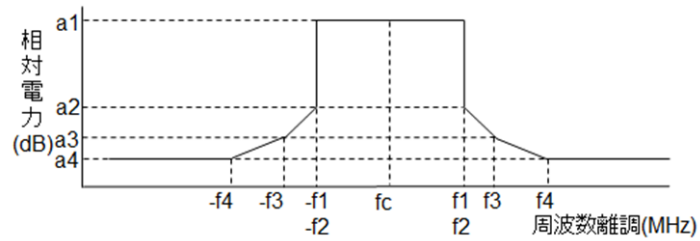


図1 送信信号特性

表3 送信信号特性基準値

周波数帯	チャンネル幅	$\frac{f1 \text{ (MHz)}}{a1 \text{ (dB)}}$	$\frac{f2 \text{ (MHz)}}{a2 \text{ (dB)}}$	$\frac{f3 \text{ (MHz)}}{a3 \text{ (dB)}}$	$\frac{f4 \text{ (MHz)}}{a4 \text{ (dB)}}$
11、 15GHz帯	5MHz	$\frac{2.5}{0.0}$	$\frac{2.5}{-16.0}$	$\frac{2.6}{-36.0}$	$\frac{10.0}{-55.0}$
	10MHz	$\frac{5.0}{0.0}$	$\frac{5.0}{-36.0}$	—	$\frac{18.5}{-55.0}$

	20MHz	$\frac{10.0}{0.0}$	$\frac{10.0}{-36.0}$	- - -	$\frac{36.0}{-55.0}$
	40MHz (4PSK)	$\frac{20.0}{0.0}$	$\frac{20.0}{-36.0}$	- -	$\frac{70.5}{-55.0}$
	40MHz (4PSK 以外)	$\frac{20.0}{0.0}$	$\frac{20.0}{-40.0}$	- -	$\frac{70.5}{-55.0}$
	60MHz	$\frac{30.0}{0.0}$	$\frac{30.0}{-36.0}$	- -	$\frac{103.5}{-55.0}$
	80MHz	$\frac{40.0}{0.0}$	$\frac{40.0}{-36.0}$	- -	$\frac{140.0}{-55.0}$
18GHz 帯	20MHz	$\frac{10.0}{0.0}$	$\frac{10.0}{-36.0}$	- -	$\frac{36.0}{-55.0}$
	40MHz	$\frac{20.0}{0.0}$	$\frac{20.0}{-40.0}$	- -	$\frac{70.5}{-55.0}$

D 受信装置

[(A) 略]

(B) 等価雑音帯域幅及び受信感度については、表4の条件を満足するものであること。

表4 等価雑音帯域幅及び受信感度

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	等価雑音帯域幅	受信感度 (BER=1×10 ⁻⁴)
11、	5MHz	4PSK	4.5MHz 以	-87.4dBm 以下

D 受信装置

[(A) 同左]

(B) 等価雑音帯域幅及び雑音指数については、表3の条件を満足するものであること。

表3 等価雑音帯域幅及び雑音指数

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	等価雑音帯域幅	雑音指数
11、	5MHz	4PSK	4.5MHz 以	5dB 以下

15GHz 带			下	
	9.5MHz	16QAM	9.0MHz 以下	<u>-78.2dBm 以下</u>
	18.5MHz	4PSK	17.5MHz 以下	<u>-81.5dBm 以下</u>
		16QAM	17.5MHz 以下	<u>-75.3dBm 以下</u>
	36.5MHz	4PSK	34.5MHz 以下	<u>-78.6dBm 以下</u>
		64QAM	34.5MHz 以下	<u>-67.4dBm 以下</u>
		<u>256QAM</u>	<u>34.5MHz 以下</u>	<u>-60.0dBm 以下</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>34.5MHz 以下</u>	<u>-54.9dBm 以下</u>
	53.5MHz	16QAM	51.0MHz 以下	<u>-70.7dBm 以下</u>
	72.5MHz 注	8PSK	69.0MHz 以下	<u>-70.3dBm 以下</u>
18GHz 带	18.5MHz	4PSK	16.5MHz 以下	<u>-78.8dBm 以下</u>
	36.5MHz	64QAM	34.5MHz 以下	<u>-67.4dBm 以下</u>
		<u>256QAM</u>	<u>34.5MHz 以下</u>	<u>-60.0dBm 以下</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>34.5MHz 以下</u>	<u>-54.9dBm 以下</u>

15GHz 带			下	
	9.5MHz	16QAM	9.0MHz 以下	<u>5dB 以下</u>
	18.5MHz	4PSK	17.5MHz 以下	<u>5dB 以下</u>
		16QAM	17.5MHz 以下	<u>5dB 以下</u>
	36.5MHz	4PSK	34.5MHz 以下	<u>5dB 以下</u>
		64QAM	34.5MHz 以下	<u>5dB 以下</u>
	53.5MHz	16QAM	51.0MHz 以下	<u>5dB 以下</u>
72.5MHz 注	8PSK	69.0MHz 以下	<u>5dB 以下</u>	
18GHz 带	18.5MHz	4PSK	16.5MHz 以下	<u>5dB 以下</u>
	36.5MHz	64QAM	34.5MHz 以下	<u>5dB 以下</u>

(C) 受信フィルタチェーン特性

受信フィルタチェーン特性は、図2及び表5のとおりとする。

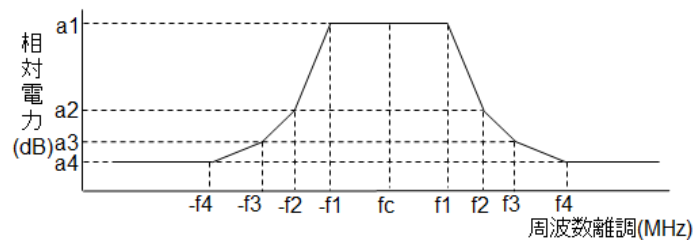


図2 受信フィルタチェーン特性

表5 受信フィルタチェーン特性基準値

周波数帯	チャンネル幅	$\frac{f1 \text{ (MHz)}}{a1 \text{ (dB)}}$	$\frac{f2 \text{ (MHz)}}{a2 \text{ (dB)}}$	$\frac{f3 \text{ (MHz)}}{a3 \text{ (dB)}}$	$\frac{f4 \text{ (MHz)}}{a4 \text{ (dB)}}$
11、 15、 18GHz 帯	5MHz	$\frac{2.5}{0.0}$	$\frac{2.55}{-12.0}$	$\frac{2.6}{-45.0}$	$\frac{3.8}{-64.0}$
	10MHz	$\frac{4.75}{0.0}$	$\frac{4.8}{-7.0}$	$\frac{5.0}{-46.0}$	$\frac{7.3}{-64.0}$
	20MHz	$\frac{9.25}{0.0}$	$\frac{9.3}{-5.0}$	$\frac{10.0}{-47.0}$	$\frac{14.7}{-64.0}$
	40MHz	$\frac{18.25}{0.0}$	$\frac{18.3}{-4.0}$	$\frac{20.0}{-47.0}$	$\frac{29.5}{-64.0}$
	60MHz	$\frac{26.75}{0.0}$	$\frac{26.8}{-7.0}$	$\frac{30.0}{-47.0}$	$\frac{40.8}{-64.0}$

(C) 新設

	<u>80MHz</u>	<u>36.25</u> <u>0.0</u>	<u>36.3</u> <u>-4.0</u>	<u>40.0</u> <u>-47.0</u>	<u>59.0</u> <u>-64.0</u>
--	--------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

[E~F 略]

G 送信空中線の等価等方輻射電力

(A) 正対方向以外の方向(正対方向からの放射角度(θ)が 2.5° 以上の方向をいう。)への等価等方輻射電力の上限は、表6のとおりとする。

表6 正対方向以外の方向への等価等方輻射電力の上限値

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	正対方向からの放射角度(θ)	等価等方輻射電力の上限値(1キャリア当たり)(dBm)
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	11GHz帯：61- 25log θ 15GHz帯：53- 25log θ
			$48^\circ \leq \theta$	11GHz帯：19 15GHz帯：11
	9.5MHz	16QAM	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	65-25log θ
			$48^\circ \leq \theta$	23
	18.5MHz _z	4PSK	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	57-25log θ
			$48^\circ \leq \theta$	15

[E~F 同左]

G 送信空中線の等価等方輻射電力

(A) 正対方向以外の方向(正対方向からの放射角度(θ)が 2.5° 以上の方向をいう。)への等価等方輻射電力の上限は、表4のとおりとする。

表4 正対方向以外の方向への等価等方輻射電力の上限値

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	正対方向からの放射角度(θ)	等価等方輻射電力の上限値(1キャリア当たり)(dBm)
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	11GHz帯：61- 25log θ 15GHz帯：53- 25log θ
			$48^\circ \leq \theta$	11GHz帯：19 15GHz帯：11
	9.5MHz	16QAM	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	65-25log θ
			$48^\circ \leq \theta$	23
	18.5MHz _z	4PSK	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	57-25log θ
			$48^\circ \leq \theta$	15

		16QAM	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$65 - 25 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	23
	36.5MHz z	4PSK	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$57 - 25 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	15
		<u>4PSK 以外</u>	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$65 - 25 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	23
	53.5MHz z	16QAM	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$65 - 25 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	23
	72.5MHz z 注	8PSK	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$65 - 25 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	23
18GHz 帯	18.5MHz z	4PSK	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$70 - 20.8 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	35
	36.5MHz z	<u>4PSK 以外</u>	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$70 - 20.8 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	35

〔B〕 略〕

H 11GHz帯及び15GHz帯の標準受信空中線特性は、表7のとおりであること。18GHz帯については、平成27年総務省告示第84号(18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局及び18GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を定める告示)第3項第7号のとおりであること。

		16QAM	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$65 - 25 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	23
	36.5MHz z	4PSK	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$57 - 25 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	15
		<u>64QAM</u>	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$65 - 25 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	23
	53.5MHz z	16QAM	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$65 - 25 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	23
	72.5MHz z 注	8PSK	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$65 - 25 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	23
18GHz 帯	18.5MHz z	4PSK	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$70 - 20.8 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	35
	36.5MHz z	<u>64QAM</u>	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$70 - 20.8 \log \theta$
			$48^\circ \leq \theta$	35

〔B〕 同左〕

H 11GHz帯及び15GHz帯の標準受信空中線特性は、表5のとおりであること。18GHz帯については、平成27年総務省告示第84号(18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局及び18GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を定める告示)第3項第7号のとおりであること。

表7 標準受信空中線特性

周波数帯	空中線の放射角度(θ)	受信空中線の標準特性(dBi)
11GHz帯	$0^\circ \leq \theta < 2.5^\circ$	$52.5 - 4.88 \theta^2$
	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$32 - 25 \log \theta$
	$48^\circ \leq \theta$	-10
15GHz帯	$0^\circ \leq \theta < 2.5^\circ$	$54.8 - 5.248 \theta^2$
	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$32 - 25 \log \theta$
	$48^\circ \leq \theta$	-10

I 送信スペクトルマスク

11GHz帯及び15GHz帯の送信スペクトルマスクは、図3及び表8のとおりとする。18GHz帯の送信スペクトルマスクは、平成27年総務省告示第84号(18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局及び18GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を定める告示)のとおり。

表5 標準受信空中線特性

周波数帯	空中線の放射角度(θ)	受信空中線の標準特性(dBi)
11GHz帯	$0^\circ \leq \theta < 2.5^\circ$	$52.5 - 4.88 \theta^2$
	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$32 - 25 \log \theta$
	$48^\circ \leq \theta$	-10
15GHz帯	$0^\circ \leq \theta < 2.5^\circ$	$54.8 - 5.248 \theta^2$
	$2.5^\circ \leq \theta < 48^\circ$	$32 - 25 \log \theta$
	$48^\circ \leq \theta$	-10

I 送信スペクトルマスク

11GHz帯及び15GHz帯の送信スペクトルマスクは、図及び表6のとおりとする。18GHz帯の送信スペクトルマスクは、平成27年総務省告示第84号(18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局及び18GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を定める告示)のとおり。

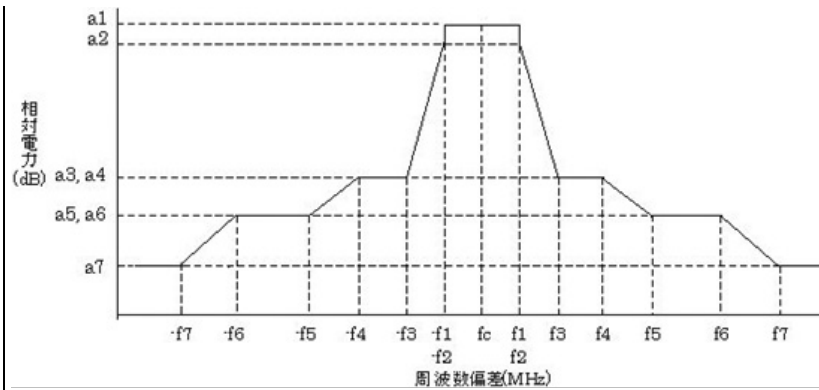


図3 送信スペクトルマスク

表8 スペクトルマスク基準値

	チャンネル 幅	f1 (MHz)	f2 (MHz)	f3 (MHz)	f4 (MHz)	f5 (MHz)	f6 (MHz)	f7 (MHz)
		a1 (dB)	a2 (dB)	a3 (dB)	a4 (dB)	a5 (dB)	a6 (dB)	a7 (dB)
11、 15GHz帯	5MHz (4PSK)	2.5	2.5	3.75	5.1	8.5	12.5	20.0
		0.0	-6.0	-27.0	-27.0	-45.0	-45.0	-50.0
	10MHz	5.0	5.0	7.5	12.3	20.5	25.0	40.0
		0.0	-6.0	-33.0	-33.0	-48.0	-48.0	-50.0
	20MHz	10.0	10.0	15.0	24.6	41.0	50.0	60.0
		0.0	-6.0	-33.0	-33.0	-48.0	-48.0	-50.0
	40MHz	20.0	20.0	30.0	42.9	71.5	100.0	120.0
		0.0	-6.0	-36.0	-45.0	-48.0	-48.0	-50.0
	60MHz	30.0	30.0	45.0	73.8	123.0	150.0	180.0
		0.0	-6.0	-33.0	-33.0	-48.0	-48.0	-50.0

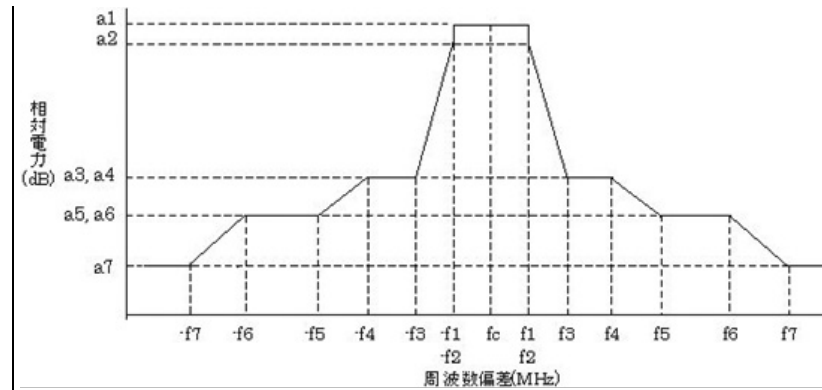


図4 送信スペクトルマスク

表6 スペクトルマスク基準値

	チャンネル 幅	f1 (MHz)	f2 (MHz)	f3 (MHz)	f4 (MHz)	f5 (MHz)	f6 (MHz)	f7 (MHz)
		a1 (dB)	a2 (dB)	a3 (dB)	a4 (dB)	a5 (dB)	a6 (dB)	a7 (dB)
11、 15GHz帯	5MHz (4PSK)	2.5	2.5	3.75	5.1	8.5	12.5	20.0
		0.0	-6.0	-27.0	-27.0	-45.0	-45.0	-50.0
	10MHz	5.0	5.0	7.5	12.3	20.5	25.0	40.0
		0.0	-6.0	-33.0	-33.0	-48.0	-48.0	-50.0
	20MHz	10.0	10.0	15.0	24.6	41.0	50.0	60.0
		0.0	-6.0	-33.0	-33.0	-48.0	-48.0	-50.0
	40MHz	20.0	20.0	30.0	42.9	71.5	100.0	120.0
		0.0	-6.0	-36.0	-45.0	-48.0	-48.0	-50.0
	60MHz	30.0	30.0	45.0	73.8	123.0	150.0	180.0
		0.0	-6.0	-33.0	-33.0	-48.0	-48.0	-50.0

(エ) 伝送の質

A 標準受信入力、表9の上限値と下限値の範囲内において、表10の回線不稼働率を満たす下限値に近い値であること。

表9 標準受信入力

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	標準受信入力の		最大受信入力 (dBm)
			上限値 (dBm) 注1	下限値 (dBm)	
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	15GHz帯: -36	15GHz帯: -49.5	-34
			11GHz帯: -37	11GHz帯: -50.5	-35
	9.5MHz	16QAM	-37 注2	-50.5 注2	-35 注2
18.5MHz		4PSK	-34 注2	-47.5 注2	-32 注2
			-34 注2 注3	-50.5 注2 注3	-32 注2
		16QAM	-34 注2	-47.5 注2	-32 注2

(エ) 伝送の質

A 受信入力は、表7のとおりであること。

表7 受信入力

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	標準受信入力 (dBm) 注1	最大受信入力 (dBm)
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	15GHz帯: -39±3	-34
			11GHz帯: -40±3	-35
	9.5MHz	16QAM	-40±3 注2	-35 注2
	18.5MHz	4PSK	-37±3 注2	-32 注2
-37(+3, -6) 注2 注3			-32 注2	
	16QAM	-37±3 注2	-32 注2	

		<u>-34 注2 注3</u>	<u>-56.5 注2</u> <u>注3</u>	-32 注2
36.5MHz	4PSK	<u>-18</u>	<u>-31.5</u>	-16
		<u>-18注3</u>	<u>-34.5 注3</u>	-16
		<u>-31 注2</u>	<u>-44.5 注2</u>	-29 注2
	64QAM	<u>-16</u>	<u>-29.5</u>	-14
		<u>-19</u> <u>注3 注4 注5</u>	<u>-41.5</u> <u>注3 注4 注5</u>	-17 注4
		<u>-32 注2</u>	<u>-45.5 注2</u>	-30 注2
		<u>-32 注2 注3</u>	<u>-54.5 注2</u> <u>注3</u>	-30 注2
	256QAM	<u>-27 注2</u>	<u>-40.5 注2</u>	<u>-25 注2</u>
		<u>-27 注2 注3</u>	<u>-40.5 注2 注3</u>	<u>-25 注2</u>
	1024QA	<u>-22 注2</u>	<u>-35.5 注2</u>	<u>-20 注2</u>

		<u>-37(+3, -12) 注2 注3</u>	-32 注2	
36.5MHz	4PSK	<u>-21±3</u>	-16	
		<u>-21(+3, -6)</u> <u>注3</u>	-16	
		<u>-34±3 注2</u>	-29 注2	
	64QAM	<u>-19±3</u>	-14	
		<u>-22(+3, -12)</u> <u>注3 注4 注5</u>	-17 注4	
		<u>-35±3 注2</u>	-30 注2	
		<u>-35(+3, -12) 注2 注3</u>	-30 注2	
	53.5MHz	16QAM	<u>-16±3</u>	-11
			<u>-32±3 注4</u>	-27 注4

		M	<u>-22 注2 注3</u>	<u>-35.5 注2 注3</u>	<u>-20 注2</u>
	53.5MHz	16QAM	<u>-13</u>	<u>-26.5</u>	-11
			<u>-29 注4</u>	<u>-42.5 注4</u>	-27 注4
			<u>-29 注3 注4</u>	<u>-51.5 注3 注4</u>	-27 注4
	72.5MHz	8PSK	<u>-10</u>	<u>-23.5</u>	-8
	注6		<u>-10 注3</u>	<u>-26.5 注3</u>	-8
18GHz 帶	18.5MHz	4PSK	<u>-35</u>	<u>-42.5</u>	-30
	36.5MHz	64QAM	<u>-32</u>	<u>-45.5</u>	-30
			<u>-32 注3</u>	<u>-54.5 注3</u>	-30
		256QAM	<u>-27 注2</u>	<u>-40.5 注2</u>	<u>-25 注2</u>
			<u>-27 注2 注3</u>	<u>-40.5 注2 注3</u>	<u>-25 注2</u>
		1024QAM	<u>-22 注2</u>	<u>-35.5 注2</u>	<u>-20 注2</u>
			<u>-22 注2 注3</u>	<u>-35.5 注2 注3</u>	<u>-20 注2</u>

			<u>-32(+3, -12) 注3 注4</u>	-27 注4
	72.5MHz 注6	8PSK	<u>-13±3</u>	-8
			<u>-13(+3, -6) 注3</u>	-8
18GHz帶	18.5MHz	4PSK	<u>-35以下</u>	-30
	36.5MHz	64QAM	<u>-35±3</u>	-30
				<u>-35(+3, -12) 注3</u>

注1 受信入力、標準受信入力の範囲内に設定することとする。ただし、降雨量の多い区間等伝搬条件の厳しい区間又は干渉の激しい区間においては、最大受信入力までの設定を行うことができることとする。なお、自動送信電力制御(ATPC)機能を使用する11GHz帯及び15GHz帯の場合は、最大空中線電力時とする。

注2 電気通信業務用の移動通信交換局に接続する固定局と基地局に接続する固定局との間又は基地局に接続する固定局相互間を結ぶ回線(中継するものを含む。)であって、1区間において対向する局が1.8mφ以下の空中線を使用する場合で、かつ、割当周波数の組合せ単位で構成する回線の場合に限る。

注3 降雨減衰量の少ない区間等において設定可能とする。

注4 1区間において対向するいずれかの局が1.8mφ以下の空中線を使用する場合に設定可能とする。

注5 共通増幅器を使用する場合は、-22(+3, -15)dBmを設定可能とする。

注6 中心周波数が10.735GHz又は11.665GHzの場合には、69.5MHzとする。

B 回線不稼働率(符号誤り率が 1×10^{-4} を超える降雨断の時間率をいう。)は、表10に示す値を満足するものであること。

表10 回線不稼働率

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	回線不稼働率
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	年間 0.001%/km以下

注1 受信入力、標準受信入力の範囲内に設定することとする。ただし、降雨量の多い区間等伝搬条件の厳しい区間又は干渉の激しい区間においては、最大受信入力までの設定を行うことができることとする。なお、自動送信電力制御(ATPC)機能を使用する11GHz帯及び15GHz帯の場合は、最大空中線電力時とする。

注2 電気通信業務用の移動通信交換局に接続する固定局と基地局に接続する固定局との間又は基地局に接続する固定局相互間を結ぶ回線(中継するものを含む。)であって、1区間において対向する局が1.8mφ以下の空中線を使用する場合で、かつ、割当周波数の組合せ単位で構成する回線の場合に限る。

注3 降雨減衰量の少ない区間等において設定可能とする。

注4 1区間において対向するいずれかの局が1.8mφ以下の空中線を使用する場合に設定可能とする。

注5 共通増幅器を使用する場合は、-22(+3, -15)dBmを設定可能とする。

注6 中心周波数が10.735GHz又は11.665GHzの場合には、69.5MHzとする。

B 回線不稼働率(符号誤り率が 1×10^{-4} を超える降雨断の時間率をいう。)は、表8に示す値を満足するものであること。

表8 回線不稼働率

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	回線不稼働率
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	年間 0.001%/km以下

	9.5MHz	16QAM	年間 0.001%/km以下
	18.5MHz	4PSK	年間 0.001%/km以下
		16QAM	年間 0.001%/km以下
	36.5MHz	4PSK	年間 0.05%/280km以下
			年間 0.001%/km以下 注1
		64QAM	年間 0.001%/km以下
			年間 0.033%/280km以下 注2
		<u>256QAM</u>	年間 <u>0.001%/km以下</u>
	<u>1024QAM</u>	年間 <u>0.001%/km以下</u>	
	53.5MHz	16QAM	年間 0.033%/280km以下

	9.5MHz	16QAM	年間 0.001%/km以下	
	18.5MHz	4PSK	年間 0.001%/km以下	
		16QAM	年間 0.001%/km以下	
	36.5MHz	4PSK	年間 0.05%/280km以下	
			年間 0.001%/km以下 注1	
		64QAM	年間 0.001%/km以下	
			年間 0.033%/280km以下 注2	
	53.5MHz	16QAM	年間 0.033%/280km以下	
		72.5MHz注3	8PSK	年間 0.033%/280km以下
	18GHz帯	18.5MHz	4PSK	年間 0.001%/km以下
36.5MHz		64QAM		

	72.5MHz注3	8PSK	年間 0.033%/280km以下
18GHz帯	18.5MHz	4PSK	年間 <u>0.001%/km以下</u>
	36.5MHz	64QAM	
		<u>256QAM</u>	
		<u>1024QAM</u>	

注1 表9に示す受信入力において、上限値-31dBmを適用する場合とする。

注2 表9に示す受信入力において、上限値-16dBm又は-19dBmを適用する場合(同表注4を適用する場合を含む。)とする。

注3 中心周波数が10.735GHz又は11.665GHzの場合には、69.5MHzとする。

C 回線不稼働率(符号誤り率が 1×10^{-4} を超える降雨断の時間率をいう。)は、表11に示す値を満足するものであること。

表11 降雨減衰による回線断時間率規格の判定

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	条件	規格
------	-------------	----------	----	----

注1 表7に示す標準受信入力において、-34±3dBmを適用する場合とする。

注2 表7に示す標準受信入力において、-19±3dBm又は-22(+3, -12)dBmを適用する場合(同表注4を適用する場合を含む。)とする。

注3 中心周波数が10.735GHz又は11.665GHzの場合には、69.5MHzとする。

C 回線不稼働率(符号誤り率が 1×10^{-4} を超える降雨断の時間率をいう。)は、表9に示す値を満足するものであること。

表9 降雨減衰による回線断時間率規格の判定

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	条件	規格
------	-------------	----------	----	----

11、 15GHz 帯	5MHz	4PSK	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	$Y_0 = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n di$	11、 15GHz 帯	5MHz	4PSK	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	$Y_0 = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n di$
	9.5MHz	16QAM	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	$Y_0 = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n di$		9.5MHz	16QAM	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	$Y_0 = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n di$
	18.5MHz	4PSK	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	$Y_0 = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n di$		18.5MHz	4PSK	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	$Y_0 = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n di$
		16QAM	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	$Y_0 = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n di$			16QAM	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	$Y_0 = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n di$
36.5MHz	4PSK	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	$Y_0 = (5.0 \times 10^{-4} / 280) \times \sum_{i=1}^n di$ $Y_0 = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n di$ 注1	36.5MHz	4PSK	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	$Y_0 = (5.0 \times 10^{-4} / 280) \times \sum_{i=1}^n di$ $Y_0 = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n di$ 注1		

		64QAM	切替区間規格 $Y_W = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_Q$	$Y_Q = (3.3 \times 10^{-4} / 280) \times \sum_{i=1}^n d_i$ 注2 $Y_Q = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n d_i$
		256QAM	切替区間規格 $Y_W = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_Q$	$Y_Q = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n d_i$
		1024QAM	切替区間規格 $Y_W = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_Q$	$Y_Q = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n d_i$
53.5MHz	16QAM	切替区間規格 $Y_W = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_Q$	$Y_Q = (3.3 \times 10^{-4} / 280) \times \sum_{i=1}^n d_i$	
72.5MHz 注6	8PSK	切替区間規格 $Y_W = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_Q$	$Y_Q = (3.3 \times 10^{-4} / 280) \times \sum_{i=1}^n d_i$	

		64QAM	切替区間規格 $Y_W = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_Q$	$Y_Q = (3.3 \times 10^{-4} / 280) \times \sum_{i=1}^n d_i$ 注2 $Y_Q = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n d_i$
	53.5MHz	16QAM	切替区間規格 $Y_W = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_Q$	$Y_Q = (3.3 \times 10^{-4} / 280) \times \sum_{i=1}^n d_i$
	72.5MHz 注6	8PSK	切替区間規格 $Y_W = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_Q$	$Y_Q = (3.3 \times 10^{-4} / 280) \times \sum_{i=1}^n d_i$
18GHz 帯	18.5MHz	4PSK	切替区間規格 $Y_W = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_Q$	$Y_Q = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n d_i$
	36.5MHz	64QAM	切替区間規格 $Y_W = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_Q$	

18GHz帯	18.5MHz	4PSK	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	$Y_0 = (1.0 \times 10^{-5}) \times \sum_{i=1}^n d_i$
	36.5MHz	64QAM	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	
		256QAM	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	
		$\frac{1024QA}{M}$	切替区間規格 $Y_M = \sum_{i=1}^n Y_i \leq Y_0$	

d_i : 切替区間中の第*i*番目の対向区間距離(km)

Y_i : 切替区間中の第*i*番目の対向区間断時間率(／年)

Y_M : 1切替区間断時間率(／年)

Y_0 : 1切替区間の許容断時間率(／年)

n : 1切替区間の対向区間数

非再生中継を行う区間については、連続する全ての区間をもって

d_i : 切替区間中の第*i*番目の対向区間距離(km)

Y_i : 切替区間中の第*i*番目の対向区間断時間率(／年)

Y_M : 1切替区間断時間率(／年)

Y_0 : 1切替区間の許容断時間率(／年)

n : 1切替区間の対向区間数

非再生中継を行う区間については、連続する全ての区間をもって

1の対向区間とする。

注1 表9に示す受信入力において、上限値-31dBmを適用する場合とする。

注2 表9に示す受信入力において、上限値-16dBm又は-19dBmを適用する場合(同表注5を適用する場合を含む。)とする。

D 区間断時間率 Y_i の計算

i 番目の降雨減衰による区間断時間率 Y_i は、区間ごとに次式により降雨マージン Z_p を計算し、別紙1別図第35号又は別紙1別図第35号の2により求めることとする。この場合において、有効数字3けた目を切り上げることとする。

$$Z_p = C/N_{th} + 10 \log \left\{ 10^{-\frac{C/N_o}{10}} - 10^{-\frac{C/N_i}{10}} - 10^{-\frac{C/N_{const}}{10}} \right\}$$

C/N_{th} : 熱雑音による C/N (搬送波電力対雑音電力比)(dB)

$$C/N_{th} = P_r - P_{rni}$$

P_r : 平常時受信入力(dBm)又は等価平常時受信入力(dBm)。

なお、等価平常時受信入力は、自動送信電力制御(ATPC)機能を使用する方式において、降雨時における降雨減衰分を除いた C/N_{th} を求めるための値であり、実際の平常時受信入力ではなく、空中線電力が最大かつ降雨減衰がないものとして求めた受信入力値を用いる。

P_{rni} : 受信雑音電力(dBm)

1の対向区間とする。

注1 表7に示す標準受信入力において、-34±3dBmを適用する場合とする。

注2 表7に示す標準受信入力において、-19±3dBm又は-22(+3, -12)dBmを適用する場合(同表注5を適用する場合を含む。)とする。

D 区間断時間率 Y_i の計算

i 番目の降雨減衰による区間断時間率 Y_i は、区間ごとに次式により降雨マージン Z_p を計算し、別紙1別図第35号又は別紙1別図第35号の2により求めることとする。この場合において、有効数字3けた目を切り上げることとする。

$$Z_p = C/N_{th} + 10 \log \left\{ 10^{-\frac{C/N_o}{10}} - 10^{-\frac{C/N_i}{10}} - 10^{-\frac{C/N_{const}}{10}} \right\}$$

C/N_{th} : 熱雑音による C/N (搬送波電力対雑音電力比)(dB)

$$C/N_{th} = P_r - P_{rni}$$

P_r : 平常時受信入力(dBm)又は等価平常時受信入力(dBm)。

なお、等価平常時受信入力は、自動送信電力制御(ATPC)機能を使用する方式において、降雨時における降雨減衰分を除いた C/N_{th} を求めるための値であり、実際の平常時受信入力ではなく、空中線電力が最大かつ降雨減衰がないものとして求めた受信入力値を用いる。

P_{rni} : 受信雑音電力(dBm)

C/N_0 : 符号誤り率= 1×10^{-4} の場合における所要 C/N (dB)
受信感度-10log(ボルツマン定数×温度 (300K) ×等
 価雑音帯域幅)-雑音指数

C/N_i : 搬送波電力対雑音電力比

$$C/N_i = -10 \log \left\{ 10^{-\frac{C/N_{is}}{10}} + 10^{-\frac{C/N_{id}}{10}} \right\}$$

C/N_{is} : 同経路干渉雑音による C/N (dB)

$$C/N_{is} = -10 \log \left\{ \sum_{j=1}^n 10^{-\frac{C/N_{isj}}{10}} \right\}$$

m : 同じ伝搬路となる干渉波の数

C/N_{isj} : 第 j 番目の同経路干渉雑音による C/N (dB)

$$C/N_{isj} = D/U_{sj} + IRF_j$$

D/U_{sj} : 第 j 番目の同経路干渉雑音による D/U (dB)

IRF_j : 第 j 番目の干渉波に対する干渉軽減係数 (dB)

C/N_{id} : 異経路干渉雑音による C/N (dB)

$$C/N_{id} = \min \left(-10 \log \left\{ \sum_{j=1}^{m'} 10^{-\frac{C/N_{idj}}{10}} \right\}, C/N_{i_{it}} - A \right)$$

$\min [\alpha, \beta]$: α 又は β の小さい方を採用する。

m' : 異なる伝搬路となる干渉波の数

C/N_0 : 符号誤り率= 1×10^{-4} の場合における所要 C/N (dB)
64QAM ; 26.0 (dB) 16QAM ; 21.0 (dB) 8PSK ;
 20.1 (dB) 4PSK ; 14.8 (dB)

C/N_i : 搬送波電力対雑音電力比

$$C/N_i = -10 \log \left\{ 10^{-\frac{C/N_{is}}{10}} + 10^{-\frac{C/N_{id}}{10}} \right\}$$

C/N_{is} : 同経路干渉雑音による C/N (dB)

$$C/N_{is} = -10 \log \left\{ \sum_{j=1}^n 10^{-\frac{C/N_{isj}}{10}} \right\}$$

m : 同じ伝搬路となる干渉波の数

C/N_{isj} : 第 j 番目の同経路干渉雑音による C/N (dB)

$$C/N_{isj} = D/U_{sj} + IRF_j$$

D/U_{sj} : 第 j 番目の同経路干渉雑音による D/U (dB)

IRF_j : 第 j 番目の干渉波に対する干渉軽減係数 (dB)

C/N_{id} : 異経路干渉雑音による C/N (dB)

$$C/N_{id} = \min \left(-10 \log \left\{ \sum_{j=1}^{m'} 10^{-\frac{C/N_{idj}}{10}} \right\}, C/N_{i_{it}} - A \right)$$

$\min [\alpha, \beta]$: α 又は β の小さい方を採用する。

m' : 異なる伝搬路となる干渉波の数

C/N_{idj} : 第j番目の異経路干渉雑音による C/N (dB)

$$C/N_{idj} = D/U_{dj} + IRF_j - DRA_j$$

D/U_{dj} : 第j番目の異経路干渉雑音による D/U (dB)

IRF_j : 第j番目の干渉波に対する干渉軽減係数 (dB)

DRA_j : 希望波とj番目の妨害波間の降雨減衰差 (dB)

希望波と妨害波が同一の経路を通る場合は、0dBとし、異なる経路を通る場合は、10dBとする。

C/N_{ido} : 希望波と妨害波の降雨減衰差を考慮した全干渉波に対する総合許容 C/I 値。表12により求める (dB)。

表12 被干渉の許容値

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	被干渉の許容値(C/N_{ido})
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	20dB
		16QAM	28dB
	18.5MHz	4PSK	20dB
		16QAM	28dB
	36.5MHz	4PSK	20dB
		64QAM	34dB
		<u>256QAM</u>	<u>40dB</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>46dB</u>
53.5MHz	16QAM	28dB	

C/N_{idj} : 第j番目の異経路干渉雑音による C/N (dB)

$$C/N_{idj} = D/U_{dj} + IRF_j - DRA_j$$

D/U_{dj} : 第j番目の異経路干渉雑音による D/U (dB)

IRF_j : 第j番目の干渉波に対する干渉軽減係数 (dB)

DRA_j : 希望波とj番目の妨害波間の降雨減衰差 (dB)

希望波と妨害波が同一の経路を通る場合は、0dBとし、異なる経路を通る場合は、10dBとする。

C/N_{ido} : 希望波と妨害波の降雨減衰差を考慮した全干渉波に対する総合許容 C/I 値。表10により求める (dB)。

表10 被干渉の許容値

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	被干渉の許容値(C/N_{ido})
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	20dB
		16QAM	28dB
	18.5MHz	4PSK	20dB
		16QAM	28dB
	36.5MHz	4PSK	20dB
		64QAM	34dB
	53.5MHz	16QAM	28dB
72.5MHz	8PSK	26dB	
18GHz帯	18.5MHz	4PSK	20dB

	72.5MHz	8PSK	26dB
18GHz 帯	18.5MHz	4PSK	20dB
	36.5MHz	64QAM	34dB
		<u>256QAM</u>	<u>40dB</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>46dB</u>

A：表 7 に示す標準受信空中線特性に対する実際の受信空中線の劣化の最悪値。ただし、全方位において実際の受信空中線特性が標準特性を上回っている場合は、0 とする。

C/N_{const} ：定常雑音による C/N (dB)

なお、非再生中継区間断時間率 (Y) は、非再生中継区間数を N ホップとする場合、各非再生中継区間ごとに降雨マージン Z_{p1} を計算し、別紙1別図第35号又は別紙1 別図第35号の 2 により求めた断時間率 Y_1 の合計値とする。

$$Y = \sum_{i=1}^n Y_1$$

Y_1 ：1 番目の非再生中継区間の断時間率

	36.5MHz	64QAM	34dB
--	---------	-------	------

A：表 5 に示す標準受信空中線特性に対する実際の受信空中線の劣化の最悪値。ただし、全方位において実際の受信空中線特性が標準特性を上回っている場合は、0 とする。

C/N_{const} ：定常雑音による C/N (dB)

なお、非再生中継区間断時間率 (Y) は、非再生中継区間数を N ホップとする場合、各非再生中継区間ごとに降雨マージン Z_{p1} を計算し、別紙1別図第35号又は別紙1 別図第35号の 2 により求めた断時間率 Y_1 の合計値とする。

$$Y = \sum_{i=1}^n Y_1$$

Y_1 ：1 番目の非再生中継区間の断時間率

$$Z_{\text{BI}} = (C/N_{\text{th}})_1 + 10 \log \left\{ 10^{-\frac{C/N_0}{10}} - 10^{-\frac{(C/N_i)_1}{10}} - 10^{-\frac{(C/N_{\text{const}})_1}{10}} - \sum_{k=1, k \neq 1}^n \left[10^{-\frac{(C/N_{\text{th}})_k}{10}} + 10^{-\frac{(C/N_i)_k}{10}} + 10^{-\frac{(C/N_{\text{const}})_k}{10}} \right] \right\}$$

(オ) 混信保護

A 被干渉の許容値

平常時の既設回線からの干渉による総搬送波電力対雑音電力比C/I (降雨減衰分を除いた平常時の総搬送波電力対雑音電力比とする。なお、ATPC機能を使用する場合は、最大空中線電力時とする。)は、表13の値を満足すること。ただし、満足することが困難であって、運用上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

なお、ここでの干渉雑音は、異なる周波数帯を使用するレーダーからの帯域外不要輻射による干渉雑音を含むものとする。

表13 総搬送波電力対雑音電力比C/I

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	被干渉のC/Iの許容値
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	30dB以上
	9.5MHz	16QAM	38dB以上
	18.5MHz	4PSK	30dB以上

$$Z_{\text{BI}} = (C/N_{\text{th}})_1 + 10 \log \left\{ 10^{-\frac{C/N_0}{10}} - 10^{-\frac{(C/N_i)_1}{10}} - 10^{-\frac{(C/N_{\text{const}})_1}{10}} - \sum_{k=1, k \neq 1}^n \left[10^{-\frac{(C/N_{\text{th}})_k}{10}} + 10^{-\frac{(C/N_i)_k}{10}} + 10^{-\frac{(C/N_{\text{const}})_k}{10}} \right] \right\}$$

(オ) 混信保護

A 被干渉の許容値

平常時の既設回線からの干渉による総搬送波電力対雑音電力比C/I (降雨減衰分を除いた平常時の総搬送波電力対雑音電力比とする。なお、ATPC機能を使用する場合は、最大空中線電力時とする。)は、表11の値を満足すること。ただし、満足することが困難であって、運用上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

なお、ここでの干渉雑音は、異なる周波数帯を使用するレーダーからの帯域外不要輻射による干渉雑音を含むものとする。

表11 総搬送波電力対雑音電力比C/I

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	被干渉のC/Iの許容値
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	30dB以上
	9.5MHz	16QAM	38dB以上
	18.5MHz	4PSK	30dB以上

	36.5MHz	16QAM	38dB 以上
		4PSK	30dB 以上
		64QAM	44dB 以上
		<u>256QAM</u>	<u>50dB 以上</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>56dB 以上</u>
	53.5MHz	16QAM	38dB 以上
	72.5MHz	8PSK	36dB 以上
18GHz 帯	18.5MHz	4PSK	30dB 以上
		64QAM	44dB 以上
	36.5MHz	<u>256QAM</u>	<u>50dB 以上</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>56dB 以上</u>

注 C/I値の算出に際しての希望搬送波電力と干渉雑音電力の同一周波数帯域幅への換算は、別紙(5)―2―1に示す干渉軽減係数IRFによることとする。

(A) 地上局への与干渉

与干渉については、平常時の希望波電力対干渉雑音電力比C/I(ATPC機能を使用する場合は、最大空中線電力時とする。)により判定を行うこと。ただし、特に支障がないと認められる場合には、被干渉区間の区間瞬断率による判定を行うことができるものとする。

a C/Iによる判定

	36.5MHz	16QAM	38dB 以上
		4PSK	30dB 以上
		64QAM	44dB 以上
	53.5MHz	16QAM	38dB 以上
	72.5MHz	8PSK	36dB 以上
18GHz 帯	18.5MHz	4PSK	30dB 以上
	36.5MHz	64QAM	44dB 以上

注 C/I値の算出に際しての希望搬送波電力と干渉雑音電力の同一周波数帯域幅への換算は、別紙(5)―2―1に示す干渉軽減係数IRFによることとする。

(A) 地上局への与干渉

与干渉については、平常時の希望波電力対干渉雑音電力比C/I(ATPC機能を使用する場合は、最大空中線電力時とする。)により判定を行うこと。ただし、特に支障がないと認められる場合には、被干渉区間の区間瞬断率による判定を行うことができるものとする。

a C/Iによる判定

平常時において表14に示す干渉波一波当たりのC/Iの許容値又は被干渉側における全干渉波の総和に対するC/Iの総合許容値を満足するものであること。与干渉の算出は、別紙(5)―2―2によること。

この場合において、既設の被干渉局の受信空中線の特徴は、表7に示す標準特性を用いるものとする。

表14 干渉波一波当たりのC/I又は被干渉側における全干渉波の総和に対するC/I

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	干渉波一波当たりのC/Iの許容値	全干渉波に対するC/Iの総合許容値
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	35dB 以上	30dB 以上
	9.5MHz	16QAM	43dB 以上	38dB 以上
	18.5MHz _z	4PSK	35dB 以上	30dB 以上
		16QAM	43dB 以上	38dB 以上
	36.5MHz _z	4PSK	35dB 以上	30dB 以上
		64QAM	49dB 以上	44dB 以上
		<u>256QAM</u>	<u>55dB 以上</u>	<u>50dB 以上</u>
		<u>1024QAM</u>	<u>61dB 以上</u>	<u>56dB 以上</u>
	53.5MHz _z	16QAM	43dB 以上	38dB 以上

平常時において表12に示す干渉波一波当たりのC/Iの許容値又は被干渉側における全干渉波の総和に対するC/Iの総合許容値を満足するものであること。与干渉の算出は、別紙(5)―2―2によること。

この場合において、既設の被干渉局の受信空中線の特徴は、表5に示す標準特性を用いるものとする。

表12 干渉波一波当たりのC/I又は被干渉側における全干渉波の総和に対するC/I

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	干渉波一波当たりのC/Iの許容値	全干渉波に対するC/Iの総合許容値
11、15GHz帯	5MHz	4PSK	35dB 以上	30dB 以上
	9.5MHz	16QAM	43dB 以上	38dB 以上
	18.5MHz _z	4PSK	35dB 以上	30dB 以上
		16QAM	43dB 以上	38dB 以上
	36.5MHz _z	4PSK	35dB 以上	30dB 以上
		64QAM	49dB 以上	44dB 以上
	53.5MHz _z	16QAM	43dB 以上	38dB 以上
	72.5MHz _z	8PSK	41dB 以上	36dB 以上
18GHz	18.5MHz	4PSK	35dB 以上	30dB 以上

	72.5MHz z	8PSK	41dB 以上	36dB 以上
18GHz 帯	18.5MHz z	4PSK	35dB 以上	30dB 以上
	36.5MHz z	64QAM	49dB 以上	44dB 以上
		256QAM	55dB 以上	50dB 以上
1024QAM		61dB 以上	56dB 以上	

注 C/I値の算出に際しての希望搬送波電力及び干渉雑音電力の同一周波数帯域幅への換算は、別紙(5)―2―1に示す干渉軽減係数IRFによることとする。

b 区間瞬断率による判定

既設区間における全干渉波の総和に対するC/Iを用いて計算した回線不稼働率が、表11に示す値を満足するものであること。

[(B) 略]

[イ 略]

[別表(5)―2 略]

別表(5)―2―1 11GHz帯、15GHz帯及び18GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の干渉軽減係数IRF

1 11GHz帯 (単位dB)

(1) 占有周波数帯幅の許容値が5MHz (4PSK) のもの

妨害波の標準的	IRF
占有周波数変調	(dB)

帯	z			
	36.5MHz z	64QAM	49dB 以上	44dB 以上

注 C/I値の算出に際しての希望搬送波電力及び干渉雑音電力の同一周波数帯域幅への換算は、別紙(5)―2―1に示す干渉軽減係数IRFによることとする。

b 区間瞬断率による判定

既設区間における全干渉波の総和に対するC/Iを用いて計算した回線不稼働率が、表9に示す値を満足するものであること。

[(B) 略]

[イ 略]

[別表(5)―2 略]

別表(5)―2―1 11GHz帯、15GHz帯及び18GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の干渉軽減係数IRF

1 11GHz帯 (単位dB)

(1) 占有周波数帯幅の許容値が72.5MHz (8PSK)、36.5MHz (4PSK) 及び5MHz (4PSK) のもの

希望波	72.5MHz (8PSK)	36.5MHz (4PSK)	5MHz (4PSK) 注2
-----	----------------	----------------	----------------

数帯幅	方式	0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH
		z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z
5MHz	4PSK	0.0	21.2	52.4	54.4	54.4	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	—	—	—	56.8	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0
18.5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	52.5	55.7	58.5	59.2	59.2	59.2	59.2	59.2
	16QAM	—	—	—	—	—	52.5	55.7	58.5	59.2	59.2	59.2	59.2	59.2
36.5MHz	4PSK	—	—	—	8.9	11.9	46.7	48.6	50.4	52.1	53.9	55.5	57.1	58.5
	4PSK 以外	—	—	—	—	—	—	—	53.0	54.4	55.7	56.9	58.0	—
53.5MHz	16QAM	—	—	—	—	10.7	10.7	13.7	47.9	49.1	—	—	—	—
72.5MHz	8PSK	—	—	—	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	14.9	48.8	49.7	50.6	51.5

(2) 占有周波数帯幅の許容値が9.5MHz (16QAM) のもの

妨害波の占有周波数帯幅	標準的な変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH	
5MHz	4PSK	—	—	—	—	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	
9.5MHz	16QAM	0.2	—	41.5	—	53.7	—	54.6	—	54.6	—	54.6	—	54.6	
18.5MHz	4PSK	—	3.2	—	42.3	—	49.5	—	55.9	—	57.1	—	57.1	—	
	16QAM	—	3.2	—	42.3	—	49.5	—	55.9	—	57.1	—	57.1	—	
36.5MHz	4PSK	—	6.2	—	6.2	—	43.8	—	47.6	—	51.2	—	54.7	—	

注1		同	異	同	異	同	異
妨害波	占有周波数帯幅の許容値						
72.5MHz	8PSK	0.3	1.6	3.1	4.2	19.8 (35)	37.3 (55)
36.5MHz	4PSK	0.0	1.3	0.0	4.4	46.8 (35)	97.5 (55)
5MHz	4PSK	6.4 (35)	56.8 (55)	70.6 (35)	104.4 (55)	0.0	31.0 (5)

注1 「同」は同一周波数の場合、「異」は周波数差20MHzの場合とする。
ただし、()のついているものにあつては、()内の周波数差(MHz)とする。

注2 現状のフィルタを想定した計算値であり、実際値を用いる場合は別途資料の提出による。

(2) 占有周波数帯幅の許容値が53.5MHz (16QAM) のもの

妨害波		希望波		
占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	72.5MHz (8PSK)	36.5MHz (4PSK)	5MHz (4PSK)
53.5MHz	16QAM	1.5	1.0	13.5

	4PSK 以外	—	6.2	—	6.2	—	47.4	—	50.3	—	53.1	—	55.8	—
53.5MHz	16QAM	7.9	—	7.9	—	7.9	—	10.9	—	46.4	—	48.9	—	51.4
72.5MHz	8PSK	—	9.2	—	9.2	—	9.2	—	9.2	—	46.0	—	47.9	—

(3) 占有周波数帯幅の許容値が18.5MHz (4PSK) のもの

妨害波の占有周波数帯幅	標準的な変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3
9.5MHz	16QAM	—	0.3	—	41.8	—	51.6	—	52.0	—	52.0	—	52.0	—
18.5MHz	4PSK	0.3	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	—	54.7
	16QAM	0.3	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	—	54.7
36.5MHz	4PSK	—	—	3.3	—	—	—	42.5	—	—	—	49.9	—	—
	4PSK 以外	—	—	3.3	—	—	—	45.8	—	—	—	51.6	—	—
53.5MHz	16QAM	—	5.0	—	5.0	—	6.2	—	11.4	—	44.6	—	47.2	—
72.5MHz	8PSK	—	—	6.3	—	—	—	6.3	—	—	—	44.0	—	—

(4) 占有周波数帯幅の許容値が18.5MHz (16QAM) のもの

妨害波の標準的な	IRF												
----------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		(25)	(5)	(20)
--	--	------	-----	------

妨害波		希望波
		53.5MHz (16QAM)
占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	
72.5MHz	8PSK	0.6 (5)
36.5MHz	4PSK	0.8 (15)
5MHz	4PSK	0.8 (20)

注 ()内は周波数差(MHz)である。

(3) 占有周波数帯幅の許容値が18.5MHz (16QAM)、9.5MHz (16QAM) 及び18.5MHz (4PSK) のもの

妨害波		希望波						
		注1						
占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	53.5MHz z (16QAM)	18.5MHz (16QAM)	9.5MHz (16QAM)	72.5MHz z (8PSK)	36.5MHz z (4PSK)	18.5MHz z (4PSK)	5MHz (4PSK)
18.5MHz	16QAM	0.0	0.0	3.6	0.0	0.1	0.0	100.4

占有周波数帯幅	な変調方式	(dB)												
		0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3
9.5MHz	16QAM	—	0.3	—	41.8	—	51.6	—	52.0	—	52.0	—	52.0	—
18.5MHz	4PSK	0.3	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7	
	16QAM	0.3	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7	
36.5MHz	4PSK	—	—	3.3	—	—	—	42.5	—	—	—	49.9	—	
	4PSK以外	—	—	3.3	—	—	—	45.8	—	—	—	51.6	—	
53.5MHz	16QAM	—	5.0	—	5.0	—	6.2	—	11.4	—	44.6	—	47.2	
72.5MHz	8PSK	—	—	6.3	—	—	—	6.3	—	—	—	44.0	—	

(5) 占有周波数帯幅の許容値が36.5MHz (4PSK) のもの

妨害波の占有周波数帯幅	標準的な変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH
5MHz	4PSK	—	—	—	0.0	7.5	45.1	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.7	—	42.4	—	49.1	—	49.2	—	49.2	—
18.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	
	16QAM	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	

注2		(5)	(0)	(5)	(10)	(10)	(0)	(25)
			58.9 (20)	55.2 (15)		45.5 (30)	58.9 (20)	
9.5MHz	16QAM	0.0	(5)	(0)	0.0	(5)	(5)	93.7
注2		(0)	55.3 (15)	56.5 (10)	(5)	39.8 (25)	55.3 (15)	(20)
18.5MHz	4PSK	0.0	(0)	(0)	0.0	(10)	(0)	100.4
注2		(5)	58.9 (20)	55.2 (15)	(10)	45.5 (30)	58.9 (20)	(25)

妨害波		希望波	9.5MHz	18.5MHz
注1		注2	(16QAM)	(4PSK)
占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	注2	注2	注2
53.5MHz	16QAM	3.5 (5)	6.5 (0)	3.5 (5)
18.5MHz	16QAM	0.0 (0)	3.6 (5)	0.0 (0)
注2		58.9 (20)	55.2 (15)	58.9 (20)

36.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	42.0	—	—	—	49.5
	4PSK以外	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	45.0	—	—	—	50.8
53.5MHz	16QAM	—	2.1	—	2.5	—	4.0	—	6.5	—	12.4	—	43.7	—
72.5MHz	8PSK	3.3	—	—	—	3.3	—	—	—	6.3	—	—	—	42.6

(6) 占有周波数帯幅の許容値が36.5MHz (4PSK以外) のもの

妨害波の占有周波数帯幅	標準的な変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz	
		z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	—	
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.7	—	42.4	—	49.1	—	49.2	—	49.2	—	
18.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—	
	16QAM	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—	
36.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	42.0	—	—	—	49.5	
	4PSK以外	0.3	—	—	—	—	—	—	—	45.0	—	—	—	—	
53.5MHz	16QAM	—	2.1	—	2.5	—	4.0	—	6.5	—	12.4	—	43.7	—	
72.5MHz	8PSK	3.3	—	—	—	3.3	—	—	—	6.3	—	—	—	42.6	

(7) 占有周波数帯幅の許容値が53.5MHz (16QAM) のもの

9.5MHz	16QAM	0.1 (5)	55.3 (15)	0.0 (0)	56.5 (10)	0.1 (5)	55.3 (15)
72.5MHz	8PSK	4.9 (10)	7.7 (5)	4.9 (10)	—	—	—
36.5MHz	4PSK	3.5 (10)	28.3 (30)	5.3 (5)	28.2 (25)	3.5 (10)	28.3 (30)
18.5MHz	4PSK	0.0 (0)	58.9 (20)	3.6 (5)	55.2 (15)	0.0 (5)	58.9 (20)
5MHz	4PSK	93.4 (25)	87.9 (20)	93.4 (25)	—	—	—

注1 ()内は周波数差(MHz)である。

注2 現状のフィルタを想定した計算値であり、実際値を用いる場合は別途資料の提出による。

(4) 占有周波数帯幅の許容値が36.5MHz (64QAM) のもの

妨害波の占有周波数帯幅の許容値	希望波注1 標準的な変調方式	53.5MHz	18.5MHz	9.5MHz	72.5MHz	36.5MHz	18.5MHz	5MHz
		(16QAM)	(16QAM)	(16QAM)	(16QAM)	z (8PSK)	z (4PSK)	(4PSK)
			注2	注2			注2)

妨害波の占有周波数帯幅	標準的な変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH	
		z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	
5MHz	4PSK	—	—	—	—	0.0	0.6	26.9	44.1	44.6	—	—	—	—	
9.5MHz	16QAM	0.0	—	0.0	—	0.0	—	7.2	—	46.8	—	47.6	—	47.6	
18.5MHz	4PSK	—	0.0	—	0.0	—	2.2	—	10.2	—	46.1	—	49.9	—	
	16QAM	—	0.0	—	0.0	—	2.2	—	10.2	—	46.1	—	49.9	—	
36.5MHz	4PSK	—	0.0	—	0.9	—	2.6	—	5.2	—	13.2	—	44.4	—	
	4PSK以外	—	0.0	—	0.9	—	2.6	—	5.2	—	13.2	—	46.7	—	
53.5MHz	16QAM	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42.4	
72.5MHz	8PSK	—	1.7	—	1.8	—	2.8	—	3.9	—	5.6	—	8.2	—	

(8) 占有周波数帯幅の許容値が72.5MHz (8PSK) のもの

妨害波の占有周波数帯幅	標準的な変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH	
		z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	
5MHz	4PSK	—	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	28.7	42.6	43.1	43.3	43.3	
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	1.9	—	42.8	—	46.1	—	
18.5MHz	4PSK	—	—	0.0	—	—	—	0.8	—	—	—	42.7	—	—	

36.5MHz	64QA	0.0	0.6	3.4	3.6	53.6	4.9	10.2	55.3	0.0	0.0	3.6	53.6	57.8
z	M	(5)	(15)	(25)	(10)	(30)	(5)	(15)	(25)	(0)	(0)	(10)	(30)	(35)

妨害波の占有周波数帯幅の許容値	希望波注1 標準的な変調方式	36.5MHz (64QAM) 注2		
		36.5MHz	64QAM	0.0 (0)
53.5MHz	16QAM	0.8 (5)	2.5 (15)	5.6 (25)
18.5MHz 注2	16QAM	0.0 (10)	44.9 (30)	
9.5MHz 注2	16QAM	0.0 (5)	2.0 (15)	39.1 (25)
72.5MHz 注2	8PSK	1.7 (0)		
36.5MHz	4PSK	0.0 (0)		
18.5MHz 注2	4PSK	0.0 (10)	44.9 (30)	

	16QAM	—	—	0.0	—	—	—	0.8	—	—	—	42.7	—	—
36.5MHz	4PSK	0.0	—	—	—	0.4	—	—	—	3.8	—	—	—	42.4
	4PSK以外	0.0	—	—	—	0.4	—	—	—	3.8	—	—	—	44.9
53.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.6	—	1.6	—	2.8	—	4.4	—	7.1	—
72.5MHz	8PSK	0.4	—	—	—	1.5	—	—	—	3.4	—	—	—	6.8

2 15GHz帯 (単位dB)

(1) 占有周波数帯幅の許容値が5MHz (4PSK) のもの

妨害波の占有周波数帯幅	標準的な変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH	100M
		z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	Hz
5MHz	4PSK	0.0	21.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	57.0	
18.5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59.2	
	16QAM	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59.2	
36.5MHz	4PSK	—	—	8.9	8.9	—	—	48.6	50.4	—	—	55.5	57.1	—	
	4PSK以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
53.5MHz	16QAM	—	—	—	—	10.7	10.7	—	—	—	—	—	—	—	

5MHz	4PSK	66.4 (35)
------	------	--------------

注1 ()内は周波数差(MHz)である。

注2 現状のフィルタを想定した計算値であり、実際値を用いる場合は、別途資料の提出による。

2 15GHz帯 (単位 dB)

(1) 占有周波数帯幅の許容値が72.5MHz (8PSK)、36.5MHz (4PSK) 及び5MHz (4PSK) のもの

妨害波 希望波 注1		72.5MHz (8PSK)		36.5MHz (4PSK)		5MHz (4PSK) 注2	
		同	異	同	異	同	異
占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	同	異	同	異	同	異
72.5MHz	8PSK	0.3	1.6	2.3	3.6	15.5 (30)	34.8 (50)
36.5MHz	4PSK	-0.2	0.3	0.0	4.3	37.7 (30)	87.5 (50)
5MHz	4PSK 注2	2.1 (30)	47.5 (50)	61.2 (30)	97.0 (50)	0.0	30.5 (5)

72.5MHz	8PSK	—	—	12.0	12.0	—	—	12.0	12.0	—	—	49.7	50.6	—	—
---------	------	---	---	------	------	---	---	------	------	---	---	------	------	---	---

(2) 占有周波数帯幅の許容値が9.5MHz (16QAM) のもの

妨害波 の占有 周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH	
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	0.2	—	41.5	—	53.7	—	54.6	—	54.6	—	54.6	—	54.6	
18.5MHz	4PSK	—	3.2	—	42.3	—	49.5	—	55.9	—	57.1	—	57.1	—	
	16QAM	—	3.2	—	42.3	—	49.5	—	55.9	—	57.1	—	57.1	—	
36.5MHz	4PSK	—	6.2	—	6.2	—	43.8	—	47.6	—	51.2	—	54.7	—	
	以外	—	6.2	—	6.2	—	47.4	—	50.3	—	53.1	—	55.8	—	
53.5MHz	16QAM	—	7.9	—	7.9	—	7.9	—	45.1	—	47.6	—	50.1	—	
72.5MHz	8PSK	—	9.2	—	9.2	—	9.2	—	9.2	—	46.0	—	47.9	—	

(3) 占有周波数帯幅の許容値が18.5MHz (4PSK) のもの

妨害波 の占有 周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注1 「同」は同一周波数の場合、「異」は周波数差20MHzの場合とする。
ただし、()のついているものにあつては、()内の周波数差(MHz)とする。

注2 現状のフィルタを想定した計算値であり、実際値を用いる場合は別途資料の提出による。

(2) 占有周波数帯幅の許容値が53.5MHz (16QAM) のもの

妨害波 占有周波数帯幅の 許容値		希望波 注1		
		72.5MHz (8PSK)	36.5MHz (4PSK) 注2	5MHz (4PSK) 注2
標準的な変調 方式				
53.5MHz 注2		0.0 (10)	1.6 (10)	82.3 (40)

妨害波 占有周波数帯幅の許容値		希望波 注1	
		53.5MHz (16QAM) 注2	
72.5MHz		8PSK (10)	
36.5MHz 注2		4PSK (10)	
5MHz 注2		4PSK (40)	

5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	0.3	—	41.8	—	51.6	—	52.0	—	52.0	—	—
18.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	54.7
	16QAM	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	54.7
36.5MHz	4PSK	—	—	3.3	—	—	—	42.5	—	—	—	49.9	—
	4PSK 以外	—	—	3.3	—	—	—	45.8	—	—	—	51.6	—
53.5MHz	16QAM	5.0	—	—	—	5.0	—	—	—	43.3	—	—	48.4
72.5MHz	8PSK	—	—	6.3	—	—	—	6.3	—	—	—	44.0	—

(4) 占有周波数帯幅の許容値が18.5MHz (16QAM) のもの

妨害波 の占有 周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)												
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz
		z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	0.3	—	41.8	—	51.6	—	52.0	—	52.0	—	—	—
18.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7
	16QAM	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7
36.5MHz	4PSK	—	—	3.3	—	—	—	42.5	—	—	—	49.9	—	—
	4PSK 以外	—	—	3.3	—	—	—	45.8	—	—	—	51.6	—	—

注1 ()内は周波数差(MHz)である。

注2 現状のフィルタを想定した計算値であり、実際値を用いる場合は別途資料の提出による。

(3) 占有周波数帯幅の許容値が18.5MHz (16QAM)、9.5MHz (16QAM)及び18.5MHz (4PSK) のもの

妨害波 占有周波数帯幅の許容値	標準的な変調方式	希望波 注1						
		53.5MHz z (16QAM) z	18.5MHz z (16QAM) z 注2	9.5MHz z (16QAM) z 注2	72.5MHz z (8PSK) z	36.5MHz z (4PSK) z	18.5MHz z (4PSK) z	5MHz z (4PSK) z
18.5MHz z 注2	16QAM	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	100.4	
		(0)	(0)	(5)	(10)	(0)	(25)	
9.5MHz 注2	16QAM	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	93.7	
		(5)	(5)	(0)	(5)	(5)	(20)	
18.5MHz z 注2	4PSK K	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	100.4	
		(0)	(0)	(5)	(10)	(0)	(25)	

53.5MHz	16QAM	5.0	—	—	—	5.0	—	—	—	43.3	—	—	—	48.4
72.5MHz	8PSK	—	—	6.3	—	—	—	—	6.3	—	—	—	44.0	—

(5) 占有周波数帯幅の許容値が36.5MHz (4PSK) のもの

妨害波 の占有 周波数 帯幅	標準的な 変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz	
5MHz	4PSK	—	—	0.0	0.0	—	—	46.2	46.2	—	—	46.2	46.2	—	
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.7	—	—	42.4	—	49.1	—	49.2	—	49.2	
18.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—	
	16QAM	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—	
36.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	42.0	—	—	—	49.5	
	4PSK 以外	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	45.0	—	—	—	50.8	
53.5MHz	16QAM	—	—	2.1	—	—	—	5.1	—	—	—	42.3	—	—	
72.5MHz	8PSK	3.3	—	—	—	3.3	—	—	—	6.3	—	—	—	42.6	

(6) 占有周波数帯幅の許容値が36.5MHz (4PSK以外) のもの

妨害波 の占有 周波数	標準的な 変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz	100M

妨害波 の占有 周波数 帯幅の許容 値		希望波 注1			
		18.5MHz (16QAM) 注2	9.5MHz (16QAM) 注2	18.5MHz (4PSK) 注2	
53.5MHz	16QAM	3.5 (5)	6.5 (0)	3.5 (5)	3.5 (5)
18.5MHz 注2	16QAM	0.0 (0)	3.6 (5)	0.0 (0)	0.0 (0)
		58.9 (20)	55.2 (15)	58.9 (20)	58.9 (20)
9.5MHz 注2	16QAM	0.1 (5)	0.0 (0)	0.1 (5)	0.1 (5)
		55.3 (15)	56.5 (10)	55.3 (15)	55.3 (15)
72.5MHz	8PSK	4.9 (10)	7.7 (5)	4.9 (10)	4.9 (10)

帯幅				z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	Hz
5MHz	4PSK	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.7	—	42.4	—	49.1	—	49.2	—	49.2	—	—
18.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—	—	—
	16QAM	—	—	0.3	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—	—	—
36.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	3.3	—	—	—	—	42.0	—	—	—	49.5
	4PSK 以外	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	45.0	—	—	—	—
53.5MHz	16QAM	—	—	2.1	—	—	—	5.1	—	—	—	—	42.3	—	—
72.5MHz	8PSK	3.3	—	—	—	3.3	—	—	—	—	6.3	—	—	—	42.6

(7) 占有周波数帯幅の許容値が53.5MHz (4PSK) のもの

妨害波の 占有周波 数帯幅	標準的 な変調 方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH	
5MHz	4PSK	—	—	—	—	0.0	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.0	—	1.6	—	43.3	—	47.6	—	47.6	—	—
18.5MHz	4PSK	0.0	—	—	—	0.7	—	—	—	—	42.9	—	—	—	50.4
	16QAM	0.0	—	—	—	0.7	—	—	—	—	42.9	—	—	—	50.4
36.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	3.7	—	—	—	—	42.4	—	—
	4PSK 以	—	—	0.3	—	—	—	3.7	—	—	—	—	45.1	—	—

36.5MHz 注2	4PSK	3.5 (10)	5.3 (5)	3.5 (10)
		28.3 (30)	28.2 (25)	28.3 (30)
18.5MHz 注2	4PSK	0.0 (0)	3.6 (5)	0.0 (0)
		58.9 (20)	55.2 (15)	58.9 (20)
5MHz 注2	4PSK	93.7 (25)	87.9 (20)	93.7 (25)

注1 ()内は周波数差(MHz)である。

注2 現状のフィルタを想定した計算値であり、実際値を用いる場合は別途資料の提出による。

(4) 占有周波数帯幅の許容値が36.5MHz (64QAM) のもの

妨害波 占有周 波数帯 幅の許 容値の許 変調	希望波 注1	IRF (dB)					
		18.5MHz (16QAM) 注2	9.5MHz (16QAM) 注2	72.5MH z (8PSK) 注2	36.5MH z (4PSK) 注2	18.5MHz (4PSK) 注2	5MHz (4PSK) 注2
53.5MHz (16QAM)	注1	—	—	—	—	—	—

	外													
53.5MHz	16QAM	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42.4
72.5MHz	8PSK	—	—	1.7	—	—	—	3.3	—	—	—	—	—	—

(8) 占有周波数帯幅の許容値が72.5MHz (8PSK) のもの

妨害波の 占有周波 数帯幅	標準的 な変調 方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz	55MHz	60MHz	
5MHz	4PSK	—	—	0.0	0.0	—	—	0.0	1.0	—	—	43.1	43.3	—	
9.5MHz	16QAM	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	1.9	—	—	42.8	—	46.1	
18.5MHz	4PSK	—	—	0.0	—	—	—	0.8	—	—	—	42.7	—	—	
	16QAM	—	—	0.0	—	—	—	0.8	—	—	—	42.7	—	—	
36.5MHz	4PSK	0.0	—	—	—	0.4	—	—	—	3.8	—	—	—	42.4	
	4PSK 以外	0.0	—	—	—	0.4	—	—	—	3.8	—	—	—	44.9	
53.5MHz	16QAM	—	—	0.2	—	—	—	2.1	—	—	—	5.6	—	—	
72.5MHz	8PSK	0.4	—	—	—	1.5	—	—	—	3.4	—	—	—	6.8	

3 18GHz帯 (単位dB)

(1) 占有周波数帯幅の許容値が18.5MHz (4PSK) のもの

容値	方式												
36.5MHz	64QAM	0.0	6.2	3.6	53.	4.9	10.2	55.3	0.0	0.0	3.6	53.	91.3
z	M	(10)	(30)	(10)	6	(5)	(15)	(25)	(0)	(0)	(10)	6	(100)
		∟	∟	∟	(30)							(30)	
					∟								∟

妨害波 占有周波数帯幅の許 容値		希望波 注1		
		36.5MHz (64QAM) 注2		
標準的な変調方式				
36.5MHz	64QAM	0.0 (0)	48.3 (40)	
53.5MHz	16QAM	1.5 (10)	8.5 (30)	
18.5MHz 注2	16QAM	0.0 (0)	44.9 (30)	
9.5MHz 注2	16QAM	0.0 (5)	2.0 (15)	39.1 (25)
72.5MHz	8PSK	1.7 (0)	12.1 (40)	
36.5MHz 注2	4PSK	0.0 (0)	29.8 (40)	

妨害波の占有周波数帯幅	標準的な変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH	
		z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	
18.5MHz	4PSK	0.3	—	—	—	41.8	—	—	—	54.1	—	—	—	54.7	
36.5MHz 以外	4PSK 以外	—	—	3.3	—	—	—	45.8	—	—	—	51.6	—	—	

(2) 占有周波数帯幅の許容値が36.5MHz (4PSK以外) のもの

妨害波の占有周波数帯幅	標準的な変調方式	IRF (dB)													
		0MHz	5MHz	10MH	15MH	20MH	25MH	30MH	35MH	40MH	45MH	50MH	55MH	60MH	
		z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	
18.5MHz	4PSK	—	—	0.3	—	—	—	42.2	—	—	—	51.8	—	—	
36.5MHz 以外	4PSK 以外	0.3	—	—	—	—	—	—	—	45.0	—	—	—	—	

18.5MHz 注2	4PSK	0.0 (10)	44.9 (30)
5MHz 注2	4PSK	97.7 (100)	

注1 ()内は周波数差(MHz)である。

注2 現状のフィルタを想定した計算値であり、実際値を用いる場合は、別途資料の提出による。

3 18GHz 帯 (単位 dB)

(1) 占有周波数帯幅の許容値が 36.5MHz (64QAM) 及び 18.5MHz (4PSK) のもの

妨害波の占有周波数帯幅の許容値	希望波注1 標準的な変調方式	36.5MHz (64QAM) 注2	18.5MHz (4PSK)
		36.5MHz	64QAM
18.5MHz	4PSK	0.0 (10) / 45.3 (30)	0.0 (0) / 75.4 (20)

注1 ()内は周波数差(MHz)である。

注2 現状のフィルタを想定した計算値であり、実際値を用いる場合は、別途資料の提出による。

参考資料 2：無線設備規則第四十九条の二十五の二の二第一項第四号等の規定に基づく一八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局及び一八 GHz 帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件

改正案	現行基準
<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の二十五の二第一項第四号、第三項及び第五十八条の二の六第四号並びに別表第二号第48並びに別表第三号32の規定に基づき、一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局及び一八GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を次のように定める。</p> <p>なお、平成十五年総務省告示第六百八十五号(一八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の送信空中線の主輻射の方向からの離角に対する利得を定める件)及び平成十七年総務省告示第千二百三十九号(総務大臣が告示する一八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件を定める件)は、廃止する。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 設備規則第五十八条の二の六第四号の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>[1～6 略]</p> <p>7 送信空中線の主輻射の方向からの離角に対する利得</p> <p>送信空中線の主輻射の方向からの離角に対する利得$G_a(\theta)$は、以下の条件を満たすものであること。この場合において、$\theta = 0^\circ$ の時の$G_a(\theta)$の値をG_{max}とする。</p> <p>ア G_{max}が20 [dBi] を超え40.3 [dBi] 以下の場合</p> $G_a(\theta) \leq -1.46\theta^2 + 40.3 \text{ [dBi]} \quad 0^\circ \leq \theta \leq 2.5^\circ$ $G_a(\theta) \leq -20.8 \log \theta + 39.5 \text{ [dBi]} \quad 2.5^\circ < \theta \leq 48^\circ$	<p>[同左]</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 同左</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>7 送信空中線の主輻射の方向からの離角に対する利得</p> <p>送信空中線の主輻射の方向からの離角に対する利得$G_a(\theta)$は、以下の条件を満たすものであること。この場合において、$\theta = 0^\circ$ の時の$G_a(\theta)$の値をG_{max}とする。</p> <p>ア G_{max}が20 [dBi] を超え40.3 [dBi] 以下の場合</p> $G_a(\theta) \leq G_{max} - 2.2 \times 10^{-3} (10((G_{max} - 8.4) / 20) \times \theta)^2 \text{ [dBi]}$ $0^\circ \leq \theta \leq \theta_q$

$$\underline{Ga(\theta) \leq 4.5 \text{ [dBi]} \quad 48^\circ < \theta}$$

イ Gamaxが40.3 [dBi] を超え46.3 [dBi] 以下の場合

$$\underline{Ga(\theta) \leq 2.98\theta^2 + 46.3 \text{ [dBi]} \quad 0^\circ \leq \theta \leq 2.5^\circ}$$

$$\underline{Ga(\theta) \leq -22.1 \log \theta + 36.5 \text{ [dBi]} \quad 2.5^\circ < \theta \leq 35^\circ}$$

$$\underline{Ga(\theta) \leq 2.4 \text{ [dBi]} \quad 35^\circ < \theta \leq 55^\circ}$$

$$\underline{Ga(\theta) \leq 0.00166\theta^2 + 7.42 \text{ [dBi]} \quad 55^\circ < \theta \leq 90^\circ}$$

$$\underline{Ga(\theta) \leq -6.0 \text{ [dBi]} \quad 90^\circ < \theta}$$

$$\underline{Ga(\theta) \leq 2 + 15 \log(10((Gamax - 8.4) / 20)) \text{ [dBi]} \quad \theta_q < \theta \leq \theta_r}$$

r

$$\underline{Ga(\theta) \leq 43 - 4 \log(10((Gamax - 8.4) / 20)) - 20 \log(\theta) \text{ [dBi]} \quad \theta_r < \theta \leq \theta_s (\theta_s < \theta_t \text{ の場合}) \text{ 又は } \theta_r < \theta \leq \theta_t (\theta_t \leq \theta_s \text{ の場合})}$$

合)

$$\underline{Ga(\theta) \leq 3 \text{ [dBi]} \quad \theta_s < \theta \leq \theta_t (\theta_s < \theta_t \text{ の場合})}$$

$$\underline{Ga(\theta) \leq 3 - 0.0075(\theta - (97.5 - Gamax))^2 \text{ [dBi]} \quad \theta_t < \theta \leq 90^\circ}$$

$$\underline{Ga(\theta) \leq 10 - 10 \log(10((Gamax - 8.4) / 20)) \text{ [dBi]} \quad 90^\circ < \theta \leq 180^\circ}$$

180°

なお、 θ は空中線の主輻射方向からの角度 [°] とする。

$$\underline{\theta_t = 97.5 - Gamax \text{ [°]}}$$

イ Gamaxが40.3 [dBi] を超え46.3 [dBi] 以下の場合

$$\underline{Ga(\theta) \leq Gamax - 2.0 \times 10^{-3} (10((Gamax - 8.4) / 20) \times \theta)^2 \text{ [dBi]} \quad 0^\circ \leq \theta \leq \theta_q}$$

0° ≤ θ ≤ θ_q

$$\underline{Ga(\theta) \leq 2 + 15 \log(10((Gamax - 8.4) / 20)) \text{ [dBi]} \quad \theta_q < \theta \leq \theta_r}$$

$$\underline{Ga(\theta) \leq 43 - 4 \log(10((Gamax - 8.4) / 20)) - (6.2 + 2Gamax / 5) \log(\theta) \text{ [dBi]} \quad \theta_r < \theta \leq \theta_s}$$

5) log(θ) [dBi] θ_r < θ ≤ θ_s

$$\underline{Ga(\theta) \leq 15.83 - Gamax / 3 \text{ [dBi]} \quad \theta_s < \theta \leq \theta_t}$$

$$\underline{Ga(\theta) \leq 15.83 - Gamax / 3 - (0.02675 - 0.0005Gamax) \times (\theta - 177.56 + 3.08Gamax)^2 \text{ [dBi]} \quad \theta_t < \theta \leq \theta_u}$$

177.56 + 3.08Gamax)² [dBi] θ_t < θ ≤ θ_u

$$\underline{Ga(\theta) \leq 10 - 10 \log(10((Gamax - 8.4) / 20)) \text{ [dBi]} \quad \theta_u < \theta \leq 180^\circ}$$

180°

なお、 θ は空中線の主輻射方向からの角度 [°] とする。

$$\theta_s = 94.55 - 1.5 \text{Gamax } [^\circ]$$

$$\theta_t = 177.56 - 3.08 \text{Gamax } [^\circ]$$

$$\theta_u = 130.8 - \text{Gamax } [^\circ]$$